



太田市地域防災計画 資料編

2024年4月

太田市防災会議

目 次

1 組織関係

資料 1-1	防災関係機関一覧表.....	1- 1
資料 1-2	太田市防災会議条例.....	1- 5
資料 1-3	太田市防災会議運営規程.....	1- 7
資料 1-4	太田市防災会議委員名簿.....	1- 9
資料 1-5	太田市災害対策本部条例.....	1- 10

2 災害危険区域関係

資料 2-1	土砂災害警戒区域等一覧表.....	2- 1
資料 2-2	農業用ため池一覧表.....	2- 4

3 ライフライン関係

資料 3-1	ライフライン関係連絡先一覧表.....	3- 1
--------	---------------------	------

4 通信関係

資料 4-1	災害対策基本法に基づく 通信設備の優先利用等に関する協定.....	4- 1
--------	-----------------------------------	------

5 被害調査報告関係

資料 5-1	災害概況即報.....	5- 1
資料 5-2	被害状況即報.....	5- 2
資料 5-3	被害状況即報続紙.....	5- 4
資料 5-4	災害確定報告.....	5- 5
資料 5-5	災害確定報告続紙.....	5- 7
資料 5-6	公立学校教育施設被害状況報告.....	5- 8
資料 5-7	市有財産被害状況報告.....	5- 9
資料 5-8	公営住宅等に関する被災状況報告書.....	5-10
資料 5-9	医療関係被害状況報告.....	5-12
資料 5-10	防疫関係被害状況報告.....	5-13
資料 5-11	清掃(含下水道終末処理場)施設被害及び清掃関係事業等状況報告.....	5-14
資料 5-12	水道施設被害状況報告.....	5-15
資料 5-13	農作物共同利用施設被害状況報告.....	5-16
資料 5-14	林業関係被害状況報告.....	5-17
資料 5-15	商業関係被害状況報告.....	5-18
資料 5-16	工業関係被害状況報告.....	5-19
資料 5-17	公共土木施設被害状況報告.....	5-20
資料 5-18	火災即報.....	5-21
資料 5-19	特定の事故即報.....	5-22
資料 5-20	救急・救助事故即報.....	5-23

6 避難関係

資料 6-1	広域避難場所・一時避難場所一覧表.....	6- 1
資料 6-2	指定避難所一覧表.....	6- 2
資料 6-3	指定緊急避難場所一覧表.....	6- 4
資料 6-4	仮設住宅建設予定地一覧表.....	6- 8

7 応援及び協定関係

資料 7-1	広域応援関係.....	7- 1
資料 7-2	太田市災害緊急放送に関する協定書.....	7- 4
資料 7-3	災害緊急放送運用要領.....	7- 5
資料 7-4	自衛隊災害派遣要請書.....	7- 7
資料 7-5	自衛隊災害派遣撤収要請書.....	7- 8
資料 7-6	応援要請書.....	7- 9

8 救急・救助関係

資料 8-1	救助用資機材保有状況.....	8- 1
資料 8-2	太田市医師会災害救急医療対策要綱.....	8- 2

9 輸送・交通関係

資料 9-1	輸送拠点一覧表.....	9- 1
資料 9-2	緊急輸送道路一覧表.....	9- 2
資料 9-3	緊急通行車両使用申出書.....	9- 3
資料 9-4	緊急通行車両確認証明書.....	9- 4
資料 9-5	緊急通行車両確認処理簿.....	9- 5

10 ヘリコプター関係

資料 10-1	ヘリコプター保有状況一覧表.....	10- 1
資料 10-2	災害時ヘリポート適地一覧表.....	10- 2

11 物資供給関係

資料 11-1	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における 災害救助用米穀等の緊急引渡要領.....	11- 1
資料 11-2	生鮮食品の供給について.....	11- 7

12 要配慮者対策関係

資料 12-1	浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧表.....	12- 1
資料 12-2	土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧表.....	12- 10

13 その他防災対策資料

資料 13-1	太田市における地震対応の基本的な流れ.....	13- 1
資料 13-2	災害救助基準.....	13- 2

1 組織関係

資料 1 - 1 防災関係機関一覧表

〔市外局番 0276〕以下同

(1) 太田市

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
危機管理室	〒373-8718 浜町 2 番 35 号	47-1111 [代表] 47-1916 [ダイヤル]	47-1888 [代表]

(2) 太田市消防本部

署 名	所 在 地	電 話	F A X
消防本部	〒373-0063 鳥山下町 409-1	33-0119 [代表]	33-0301 [代表]
中央消防署	〒373-0063 鳥山下町 409-1	32-6119	33-0304
中央消防署 沢野分署	〒373-0842 細谷町 211-2	33-7119	33-7120
東部消防署	〒373-0022 東金井町 262-1	40-2119	40-2149
東部消防署 九合分署	〒373-0817 飯塚町 87-1	46-9119	46-9124
西部消防署	〒370-0341 新田金井町 607	56-8119	56-8124
西部消防署 尾島分署	〒370-0421 粕川町 432-1	52-3119	52-3287
西部消防署 藪塚分署	〒379-2302 山之神町 243-2	0277-78-1119	0277-78-1129
大泉消防署	〒370-0535 大泉町寄木戸 614-1	62-3119	62-3124
大泉消防署 城之内出張所	〒370-0518 大泉町城之内 2-25-2	63-2119	63-4423

(3) 群馬県関係

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
危機管理課	〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1	027-223-1111[代表] 027-226-2244 [危機管理・防災係]	027-221-0158
太田行政県税事務所	〒373-8508 西本町 60-27	32-2215	31-5316
東部環境事務所	〒373-0033 西本町 60-27	31-2517	31-7410
桐生森林事務所	〒376-0011 桐生市相生町 2-331	0277-52-7373	0277-54-5132
太田保健福祉事務所	〒373-0033 西本町 41-34	31-8241	31-8349
東部農業事務所	〒373-0033 西本町 60-27	31-3824	31-8388
太田土木事務所	〒373-0033 西本町 60-27	32-2345	31-4975
東部教育事務所	〒373-0033 西本町 60-27	31-7151	31-7101
群馬県警察本部	〒371-0825 前橋市大手町一丁目 1-1	027-243-0110 [代表：警備部警備第二課 危機管理対策室]	
太田警察署	〒373-0063 鳥山下町 400-5	33-0110[代表：警備課]	

(4) 指定地方行政機関関係

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
高崎河川国道事務所 [桐生国道維持出張所]	〒379-2311 みどり市笠懸町阿佐美 1485-1	0277-76-2523	0277-76-2315
関東農政局群馬県拠点	〒371-0025 前橋市紅雲町 1-2-2	027-221-1181	027-221-7015
太田労働基準監督署	〒373-0817 飯塚町 104-1	45-9920	45-5573
太田公共職業安定所	〒373-0851 飯田町 893	46-8609	48-0096
利根川上流河川事務所 [八斗島出張所]	〒372-0827 伊勢崎市八斗島町乙 913	0270-32-0168	0270-32-0536
渡良瀬川河川事務所 [足利出張所]	〒326-0822 足利市田中町 661-5	0284-71-2202	0284-72-5199

(5) 陸上自衛隊関係

(*印は勤務時間外の連絡先)

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	電 話	F A X
第12旅団	司令部	〒370-3503 北群馬郡榛東村大字新井 1017-2	0279-54-2011 内線 433・434 当直 208*	0279-54-2011 内線 438
	第12後方支援隊	〒370-1300 高崎市新町 1080	0274-42-1121 内線 229	0274-42-1121 内線 239

(6) 指定公共機関関係

(*印は勤務時間外の連絡先)

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	電 話	F A X
東日本電信電話(株) [群馬支店]	〒370-0829 高崎市高松町 3	災害対策室	027-321-5660 027-325-7999*	027-330-3008
(株)NTTドコモ [群馬支店]	〒370-0829 高崎市高松町 13	(株)ドコモCS群馬支店 ネットワーク部 エリア品質担当	027-393-6414	027-393-6423
東京電力パワーグリッド(株) [太田支社]	〒373-0026 東本町 56-39	渉外担当	080-5430-9277 027-898-3646*	22-4111
日本放送協会 [前橋放送局]	〒371-8555 前橋市元総社町 189		027-251-1711	027-253-0368
日本赤十字社 [群馬県支部]	〒371-0833 前橋市光が丘町 32-10		027-254-3636	027-254-3637
東日本高速道路(株) [関東支社高崎管理事務所]	〒370-0015 高崎市島野町 831		027-353-0211	027-353-0924

(7) 指定地方公共機関関係

(*印は勤務時間外の連絡先)

機 関 名	所 在 地	電 話	備 考 担当部署、FAX等
日本郵便(株) [太田郵便局]	〒373-8799 飯田町 948	47-0372	45-8276 [総務課]
東武鉄道(株)	〒131-8522 東京都墨田区押上 2-18-12	03-5962-2295	03-5962-2299 [安全推進部]
		048-760-0313*	048-760-0318 [運転指令]
東武鉄道(株) 太田駅	〒373-0026 東本町 16-1	22-3205	
東武鉄道(株) 細谷駅	〒373-0842 細谷町 1169-4	31-8441	
東武鉄道(株) 治良門橋駅	〒373-0006 成塚町 1024	37-0727	
東武鉄道(株) 菑川駅	〒373-0801 台之郷町 1098-2	22-6321	
東武鉄道(株) 木崎駅	〒370-0321 新田木崎町 45	56-1071	
東武鉄道(株) 藪塚駅	〒379-2301 藪塚町字八石 379-2	0277-78-2304	
太田都市ガス(株)	〒373-0853 浜町 17-4	45-4161	45-4169 [総務部]
		45-4019*	48-4199 [待機監視室]
桐生瓦斯(株)	〒376-0035 桐生市仲町 3-6-32	0277-44-8141	0277-22-0117
(一社)群馬県LPガス協会 [太田支部]	〒373-0817 飯塚町 1321	46-5985	46-5974
(一社)群馬県LPガス協会	〒371-0854 前橋市大渡町 1-10-7	027-255-6121	027-280-6170
(一社)群馬県トラック協会 [太田支部]	〒373-0805 八重笠町 330	48-1720	48-1720
(一社)群馬県トラック協会	〒379-2166 前橋市野中町 595	027-261-0244	027-261-7576 [総務課]
待矢場両堰土地改良区	〒373-0063 鳥山下町 402-1	33-7181	31-3291
岡登堰土地改良区	〒379-2301 藪塚町 1265	0277-78-4729	0277-78-4753
藪塚台地土地改良区	〒379-2301 藪塚町 1867-7	0277-78-5695	0277-78-5636
世良田土地改良区	〒370-0341 新田金井町 29	20-9713	新田庁舎内
佐波新田用水土地改良区	〒370-0124 伊勢崎市境 1072-2	0270-74-4578	
NHK両毛広域報道室	〒373-0851 飯田町 924-2	48-0912	
群馬テレビ(株)	〒371-8548 前橋市上小出町 3-38-2	027-219-0007	027-232-0197 [報道部]
(株)エフエム群馬	〒371-8533 前橋市若宮町 1-4-8	027-230-1882 027-230-1860*	027-230-1903 [報道部]

(8) その他の公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	所 在 地	電 話	備 考 担当部署、FAX等
群馬東部水道企業団	〒373-0853 浜町 11-28	45-2734	48-1109 [総務課]
		45-2731	45-2735 [お客様センター]
太田市外三町広域清掃組合	〒373-0842 細谷町 604-1	33-7980	33-7981
太田シティーライナー (矢島タクシー(株))	〒373-0026 東本町 30-18	60-1212	岩瀬川営業所(路線バス)
		25-2239	本社総務部
エフエム太郎	〒373-0026 東本町 16-1	30-1111	30-1112

機 関 名	所 在 地	電 話	備 考 担当部署、FAX等
(一社)太田市医師会	〒373-0851 飯田町 818	48-9291	48-9293
太田市社会福祉協議会	〒373-0817 飯塚町 1549	46-6208	46-6229
太田市商工会議所	〒373-8521 浜町 3-6	45-2121	
(社)太田商工振興連合会	〒373-0026 東本町 16-31	46-7138	
(一社)群馬県建設業協会 [太田支部]	〒373-0032 新野町 1118-1	32-3808	32-3805
(一社)群馬県建設業協会	〒371-0846 前橋市元総社町 2-5-3	027-252-1666	027-252-1993
太田市区長会	〒373-8718 浜町 2-35	47-1923	47-1915 [役所:地域総務課内]
太田市環境保健委員会	〒373-8718 浜町 2-35	47-1893	47-1881 [役所:環境政策課内]
太田市管工事協同組合	〒373-0852 新井町 516-9	45-2693	
群馬県防災航空隊	〒379-2142 前橋市下阿内町 377-2	027-265-0200	027-265-6900 [群馬ヘリポート内]
太田市消防団	〒373-0063 鳥山下町 409-1	33-0201	33-0302 [消防本部消防総務課 消防団係]
太田地区防火安全協会	〒373-0063 鳥山下町 409-1	33-0202	33-0303 [消防本部予防課]
太田市女性防火クラブ	〒373-0063 鳥山下町 409-1	32-0202	33-0303 [消防本部予防課]

【農業協同組合】

機 関 名	所 在 地	電 話	備 考 担当部署、FAX等
太田市農業協同組合 [本所]	〒373-0032 新野町 320-1	32-8211	
新田みどり農業協同組合 [本店]	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿 235-2	0277-30-8511	

【学校】

機 関 名	所 在 地	電 話	備 考 担当部署、FAX等
市内公立小中高等学校	資料編「資料6-2 指定避難所一覧表」のとおり		
県立太田高等特別支援学校	〒373-0034 藤阿久町 12-1	32-0881	
常磐高等学校	〒373-0817 飯塚町 141-1	45-4372 25-7250 [夜間]	TEL:22-2258 [本町校舎]
関東学園大学	〒373-0034 藤阿久町 200	32-7800	
群馬大学太田キャンパス	〒373-0057 本町 29-1	50-2231	
ぐんま国際アカデミー (初等部)	〒373-0033 西本町 69-1	33-7711	33-7710
ぐんま国際アカデミー (中等部、高等部)	〒373-0813 内ヶ島町 1361-4	47-7711	47-7715

資料 1-2

太田市防災会議条例

(平成 17 年 3 月 28 日条例第 29 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、太田市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 太田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 太田市水防計画を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(平 18 条例 15・平 24 条例 30・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 群馬県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 群馬県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 市の消防本部の消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、それぞれ 5 人以内、8 人以内、2 人以内、10 人以内及び 8 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。
(平 18 条例 15・平 24 条例 30・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関のうちから市長が任命し、又は指名する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成18年3月23日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(太田市水防協議会条例の廃止)
- 2 太田市水防協議会条例(平成17年太田市条例第31号)は、廃止する。

附 則(平成24年10月4日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 3

太田市防災会議運営規程

平成 17 年 3 月 28 日

訓令第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、太田市防災会議条例(平成 17 年太田市条例第 29 号)第 6 条の規定に基づき、太田市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 防災会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(代理出席)

第 3 条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(委任による処理)

第 4 条 防災会議が処理すべき事項のうち特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 会長は、前項の規定により処理したときは、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(幹事の出席)

第 5 条 会長は、必要に応じ、防災会議に幹事を出席させることができる。

2 幹事は、会長又は委員の求めに応じ、議案、資料等について発言することができる。

(議案)

第 6 条 防災会議に付する案件は、文書により提出しなければならない。ただし、会議において委員の承認のあったものは、この限りでない。

2 議案は、幹事会において調整し、防災会議に付するものとする。

(幹事の招集)

第 7 条 会長は、必要があるときは、幹事を招集して、事務を処理させることができる。

(記録)

第 8 条 会長は、会議の結果をあらかじめ指名した部内の職員に記録させ、保存しなければならない。

(庶務)

第 9 条 防災会議の庶務は、総務部危機管理室において処理する。

(平 17 訓令 23・平 21 訓令 3・平 23 訓令 8・平 29 訓令 5・令 2 訓令 4・令 4 訓令 3・一部改正)

(その他)

第 10 条 この訓令の施行に関し必要な事項は、その都度防災会議に諮って会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 30 日訓令第 23 号)

この訓令は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日訓令第 5 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日訓令第 4 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和4年3月30日訓令第3号)
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

資料 1-4 太田市防災会議委員名簿

会長		太田市長		
No.	区分	委員の職名	連絡先	所在地
1	1号委員 (2名)	関東地方整備局 利根川上流河川事務所長	0480-52-3952	埼玉県久喜市栗橋北 2-19-1
2		関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長	0284-73-5551	足利市 田中町 661-3
3	2号委員 (5名)	太田行政県税事務所長	32-2215	西本町 60-27
4		太田保健福祉事務所長	31-8241	西本町 41-34
5		東部農業事務所長	31-3824	西本町 60-27
6		太田土木事務所長	32-2345	西本町 60-27
7		東部教育事務所長	31-7151	西本町 60-27
8	3号委員 (1名)	群馬県警太田警察署長	33-0110	鳥山下町 400-5
9	4号委員 (16名)	太田市副市長	47-1111	浜町 2-35
10		〃 企画部内の職員		
11		〃 総務部内の職員		
12		〃 市民生活部内の職員		
13		〃 地域振興部内の職員		
14		〃 文化スポーツ部内の職員		
15		〃 福祉こども部内の職員		
16		〃 健康医療部内の職員		
17		〃 産業環境部内の職員	20-9714	新田金井町 29
18		〃 農政部内の職員		
19		〃 都市政策部内の職員	47-1111	浜町 2-35
20		〃 行政事業部内の職員	0277-78-2111	大原町 459-1
21		〃 教育委員会教育部内の職員	20-7073	粕川町 520
22		〃 議会事務局内の職員	47-1111	浜町 2-35
23		太田市外三町広域清掃組合内の職員	33-7980	細谷町 604-1
24		群馬東部水道企業団内の職員	45-2734	浜町 11-28
25	5号委員 (1名)	太田市教育委員会 教育長	20-7073	粕川町 520
26	6号委員 (2名)	太田市消防本部 消防長	33-0119	鳥山下町 409-1
27		太田市消防団長	33-0201	鳥山下町 409-1
28	7号委員 (9名)	東日本電信電話(株)群馬支店長	027-326-0641	高崎市高松町 3
29		東京電力パワーグリッド(株)太田支社長	51-2210	東本町 56-39
30		日本郵便(株)太田郵便局長	47-0376	飯田町 948
31		東武鉄道(株)太田駅長	22-3205	東本町 16-1
32		太田市医師会長	48-9291	飯田町 818
33		太田都市ガス(株)代表取締役	45-4161	浜町 17-4
34		群馬県LPガス協会太田支部長	46-5985	飯塚町 1321
35		群馬県トラック協会太田支部長	48-1720	八重笠町 330
36		待矢場両堰土地改良区理事長	33-7181	鳥山下町 402-1
37	8号委員 (8名)	太田市男女共同参画推進協議会委員	47-1897	浜町 2-35
38		太田市男女共同参画推進協議会委員	[市民そうだん課]	

No.	区 分	委員の職名	連 絡 先	所 在 地
39	8号委員	太田市男女共同参画推進協議会委員		
40		太田市区長会	47-1923 [地域総務課]	浜町 2-35
41		太田市民生児童委員協議会	47-1827 [社会支援課]	浜町 2-35
42		太田市民生児童委員協議会		
43		太田市民生児童委員協議会		
44		太田市女性防火クラブ	33-0202 [予防課]	鳥山下町 409-1

資料 1 - 5

太田市災害対策本部条例

(平成 17 年 3 月 28 日条例第 30 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、太田市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
(平 24 条例 31・一部改正)

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 4 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 災害危険区域関係

資料 2-1

土砂災害警戒区域等一覧表

出典：群馬県ホームページ（令和5年4月1日現在）

土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
No.	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	No.	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1	強戸町 1	強戸町	急傾斜地の崩壊	1	強戸町 1	強戸町	急傾斜地の崩壊
2	強戸町 4	強戸町	急傾斜地の崩壊	2	強戸町 4	強戸町	急傾斜地の崩壊
3	強戸町 2	強戸町	急傾斜地の崩壊	3	強戸町 2	強戸町	急傾斜地の崩壊
4	強戸町 3	強戸町	急傾斜地の崩壊	4	強戸町 3	強戸町	急傾斜地の崩壊
5	強戸町 5	強戸町	急傾斜地の崩壊	5	強戸町 5	強戸町	急傾斜地の崩壊
6	長手	長手町	急傾斜地の崩壊	6	長手	長手町	急傾斜地の崩壊
7	長手町 4	長手町	急傾斜地の崩壊	7	長手町 4	長手町	急傾斜地の崩壊
8	長手町 5	長手町	急傾斜地の崩壊	8	長手町 5	長手町	急傾斜地の崩壊
9	長手町 6	長手町	急傾斜地の崩壊	9	長手町 6	長手町	急傾斜地の崩壊
10	長手町 9	長手町	急傾斜地の崩壊	10	長手町 9	長手町	急傾斜地の崩壊
11	長手町 1	長手町	急傾斜地の崩壊	11	長手町 1	長手町	急傾斜地の崩壊
12	長手町口	長手町	急傾斜地の崩壊	12	長手町口	長手町	急傾斜地の崩壊
13	長手町 8	長手町	急傾斜地の崩壊	13	長手町 8	長手町	急傾斜地の崩壊
14	入町	金山町	急傾斜地の崩壊	14	入町	金山町	急傾斜地の崩壊
15	金山町 1	金山町	急傾斜地の崩壊	15	金山町 1	金山町	急傾斜地の崩壊
16	東金井町 7	金山町	急傾斜地の崩壊	16	東金井町 7	金山町	急傾斜地の崩壊
17	東金井町 8	金山町	急傾斜地の崩壊	17	東金井町 8	金山町	急傾斜地の崩壊
18	東金井町 11	金山町	急傾斜地の崩壊	18	東金井町 11	金山町	急傾斜地の崩壊
19	金山 1	金山町	急傾斜地の崩壊	19	金山 1	金山町	急傾斜地の崩壊
20	東金井	東金井町	急傾斜地の崩壊	20	東金井	東金井町	急傾斜地の崩壊
21	東金井町 4	東金井町	急傾斜地の崩壊	21	東金井町 4	東金井町	急傾斜地の崩壊
22	東今泉町 1	東金井町	急傾斜地の崩壊	22	東今泉町 1	東金井町	急傾斜地の崩壊
23	東金井町 1	東金井町	急傾斜地の崩壊	23	東金井町 1	東金井町	急傾斜地の崩壊
24	東金井町 9	東金井町	急傾斜地の崩壊	24	東金井町 9	東金井町	急傾斜地の崩壊
25	東金井町 2	東金井町	急傾斜地の崩壊	25	東金井町 2	東金井町	急傾斜地の崩壊
26	東金井町 3	東金井町	急傾斜地の崩壊	26	東金井町 3	東金井町	急傾斜地の崩壊
27	東金井町 5	東金井町	急傾斜地の崩壊	27	東金井町 5	東金井町	急傾斜地の崩壊
28	東金井町 6	東金井町	急傾斜地の崩壊	28	東金井町 6	東金井町	急傾斜地の崩壊
29	東金井町 10	東金井町	急傾斜地の崩壊	29	東金井町 10	東金井町	急傾斜地の崩壊
30	北金井町 1	北金井町	急傾斜地の崩壊	30	北金井町 1	北金井町	急傾斜地の崩壊
31	北金井町 2	北金井町	急傾斜地の崩壊	31	北金井町 2	北金井町	急傾斜地の崩壊
32	東今泉	東今泉町	急傾斜地の崩壊	32	東今泉	東今泉町	急傾斜地の崩壊
33	東今泉町 2	東今泉町	急傾斜地の崩壊	33	東今泉町 2	東今泉町	急傾斜地の崩壊
34	東今泉町 3	東今泉町	急傾斜地の崩壊	34	東今泉町 3	東今泉町	急傾斜地の崩壊
35	八幡 (A)	大島町	急傾斜地の崩壊	35	八幡 (A)	大島町	急傾斜地の崩壊
36	八幡 (B)	大島町	急傾斜地の崩壊	36	八幡 (B)	大島町	急傾斜地の崩壊
37	富士山	熊野町	急傾斜地の崩壊	37	富士山	熊野町	急傾斜地の崩壊
38	富士山 2	熊野町	急傾斜地の崩壊	38	富士山 2	熊野町	急傾斜地の崩壊
39	富士山 3	熊野町	急傾斜地の崩壊	39	富士山 3	熊野町	急傾斜地の崩壊
40	富士山 4	熊野町	急傾斜地の崩壊	40	富士山 4	熊野町	急傾斜地の崩壊
41	富士山 5	熊野町	急傾斜地の崩壊	41	富士山 5	熊野町	急傾斜地の崩壊
42	富士山 6	熊野町	急傾斜地の崩壊	42	富士山 6	熊野町	急傾斜地の崩壊
43	富士山 7	熊野町	急傾斜地の崩壊	43	富士山 7	熊野町	急傾斜地の崩壊

土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
No.	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	No.	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
44	桃ヶ丘 2	熊野町	急傾斜地の崩壊	44	桃ヶ丘 2	熊野町	急傾斜地の崩壊
45	桃ヶ丘 1	熊野町	急傾斜地の崩壊	45	桃ヶ丘 1	熊野町	急傾斜地の崩壊
46	八幡 (C)	八幡町	急傾斜地の崩壊	46	八幡 (C)	八幡町	急傾斜地の崩壊
47	高山神社	本町	急傾斜地の崩壊	47	高山神社	本町	急傾斜地の崩壊
48	緑町 1	緑町	急傾斜地の崩壊	48	緑町 1	緑町	急傾斜地の崩壊
49	緑町 2	緑町	急傾斜地の崩壊	49	緑町 2	緑町	急傾斜地の崩壊
50	鶴生田町	鶴生田町	急傾斜地の崩壊	50	鶴生田町	鶴生田町	急傾斜地の崩壊
51	藪塚 1	藪塚町	急傾斜地の崩壊	51	藪塚 1	藪塚町	急傾斜地の崩壊
52	藪塚 2-1	藪塚町	急傾斜地の崩壊	52	藪塚 2-1	藪塚町	急傾斜地の崩壊
53	藪塚 2-2	藪塚町	急傾斜地の崩壊	53	藪塚 2-2	藪塚町	急傾斜地の崩壊
54	藪塚 2-3	藪塚町	急傾斜地の崩壊	54	藪塚 2-3	藪塚町	急傾斜地の崩壊
55	藪塚 3	藪塚町	急傾斜地の崩壊	55	藪塚 3	藪塚町	急傾斜地の崩壊
56	藪塚 4	藪塚町	急傾斜地の崩壊	56	藪塚 4	藪塚町	急傾斜地の崩壊
57	藪塚 5	藪塚町	急傾斜地の崩壊	57	藪塚 5	藪塚町	急傾斜地の崩壊
58	藪塚 6	藪塚町	急傾斜地の崩壊	58	藪塚 6	藪塚町	急傾斜地の崩壊
59	反丸	吉沢町	急傾斜地の崩壊	59	反丸	吉沢町	急傾斜地の崩壊
60	唐沢-1	吉沢町	急傾斜地の崩壊	60	唐沢-1	吉沢町	急傾斜地の崩壊
61	唐沢-2	吉沢町	急傾斜地の崩壊	61	唐沢-2	吉沢町	急傾斜地の崩壊
62	唐沢 3	吉沢町	急傾斜地の崩壊	62	唐沢 3	吉沢町	急傾斜地の崩壊
63	吉沢町 1	吉沢町	急傾斜地の崩壊	63	吉沢町 1	吉沢町	急傾斜地の崩壊
64	丸山町 1	丸山町	急傾斜地の崩壊	64	丸山町 1	丸山町	急傾斜地の崩壊
65	入の堤 1	西長岡町	急傾斜地の崩壊	65	入の堤 1	西長岡町	急傾斜地の崩壊
66	諏訪ノ入沢	強戸町	土石流	66	諏訪ノ入沢	強戸町	土石流
67	堤沢	長手町	土石流	67	堤沢	長手町	土石流
68	十八曲沢	長手町	土石流	-	なし	なし	なし
69	井戸沢	長手町	土石流	68	井戸沢	長手町	土石流
70	長手	長手町	土石流	69	長手	長手町	土石流
71	枸橘沢	金山町	土石流	70	枸橘沢	金山町	土石流
72	小沢	金山町	土石流	71	小沢	金山町	土石流
73	東川沢	金山町	土石流	-	なし	なし	なし
74	大谷津沢	東金井町	土石流	72	大谷津沢	東金井町	土石流
75	聖天沢	東金井町	土石流	73	聖天沢	東金井町	土石流
76	大日沢	東金井町	土石流	74	大日沢	東金井町	土石流
77	東大沢	東金井町	土石流	75	東大沢	東金井町	土石流
78	東金井	東金井町	土石流	76	東金井	東金井町	土石流
79	大日沢 2	東金井町	土石流	-	なし	なし	なし
80	房ヶ入沢	北金井町	土石流	77	房ヶ入沢	北金井町	土石流
81	慈眼寺沢	北金井町	土石流	78	慈眼寺沢	北金井町	土石流
82	菅ノ沢	東今泉町	土石流	79	菅ノ沢	東今泉町	土石流
83	谷ヶ入沢	東今泉町	土石流	80	谷ヶ入沢	東今泉町	土石流
84	稲ヶ沢	藪塚町	土石流	81	稲ヶ沢	藪塚町	土石流
85	台	藪塚町	土石流	82	台	藪塚町	土石流
86	滝ノ入 A	藪塚町	土石流	83	滝ノ入 A	藪塚町	土石流
87	滝ノ入沢	藪塚町	土石流	84	滝ノ入沢	藪塚町	土石流
88	滝ノ入 B	藪塚町	土石流	85	滝ノ入 B	藪塚町	土石流
89	地坂沢	藪塚町	土石流	86	地坂沢	藪塚町	土石流

土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
No.	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	No.	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
90	湯ノ入北沢	藪塚町	土石流	87	湯ノ入北沢	藪塚町	土石流
91	湯ノ入沢	藪塚町	土石流	88	湯ノ入沢	藪塚町	土石流
92	落内沢	吉沢町	土石流	89	落内沢	吉沢町	土石流
93	吉沢B	吉沢町	土石流	90	吉沢B	吉沢町	土石流
94	新堀沢	吉沢町	土石流	91	新堀沢	吉沢町	土石流
95	鷹ノ巣沢	菅塩町	土石流	92	鷹ノ巣沢	菅塩町	土石流
96	北金井1	北金井町	地滑り	-	なし	なし	なし
97	北金井2	北金井町	地滑り	-	なし	なし	なし

【土砂災害（特別）警戒区域の指定状況】

(令和5年4月1日現在)

急傾斜地		土石流		地滑り		計	
警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
65	(65)	30	(27)	2	(0)	97	(92)

【災害危険区域に関する用語の説明】

区分	用語	所管省庁	説明
土石流	土石流危険溪流	国土交通省	土石流が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する溪流。
地すべり	地すべり防止区域 (土木関係)	国土交通省	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条の規定に基づき、地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域であって、公共の利害に密接な関連を有するものとして、国土交通大臣が指定する区域。
	地すべり危険箇所 (土木関係)	国土交通省	地すべりが発生する危険性があり、河川、道路、鉄道、公共建物、人家等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所。
急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域	国土交通省	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条の規定に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により、相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊を防止するために一定の行為を制限すべき土地として、都道府県知事が指定する区域。
	急傾斜地崩壊危険箇所	国土交通省	急傾斜地の崩壊が発生する危険性があり、人家、公共施設等に基準に該当する箇所。
土砂災害	土砂災害警戒区域	国土交通省	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。
	土砂災害特別警戒区域	国土交通省	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域。

資料 2-2 農業用ため池一覧表

令和 5 年 3 月 31 日現在
出典：群馬県ホームページ

No.	名称	所在地	管理者	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千 m ³)	防災重点 ため池 に該当
1	北長岡溜池 1	太田市西長岡町甲 1448	北長岡農事支部	2.3	48.0	3.0	
2	西長岡溜池 1	太田市西長岡町 1156-1	西長岡水利組合	5.0	289.0	34.0	○
3	西長岡溜池 2	太田市西長岡町 1153-1	西長岡水利組合	2.9	214.0	14.0	○
4	西長岡溜池 3	太田市西長岡町 1150-1	西長岡水利組合	3.4	241.0	16.0	○
5	西長岡溜池 4	太田市西長岡町 1493	北長岡農事支部	6.7	55.0	1.0	○
6	菅塩溜池 1	太田市菅塩町 925-1	菅塩用水管理組合	2.5	59.0	5.0	○
7	菅塩溜池 2	太田市菅塩町 923-1	菅塩用水管理組合	5.2	112.0	14.0	○
8	菅塩溜池 3	太田市菅塩町 921-1	菅塩用水管理組合	2.5	181.0	60.0	○
9	北金井溜池(上池)	太田市北金井町 1296	北金井水利組合	5.2	39.0	1.0	○
10	北金井溜池(中池)	太田市北金井町 1299	北金井水利組合	4.4	38.0	2.0	○
11	北金井溜池(後田池)	太田市北金井町 558	北金井水利組合	8.2	100.0	13.0	○
12	北金井溜池 4	太田市北金井町 1050	北金井水利組合	2.6	43.0	1.0	
13	北金井溜池 5	太田市北金井町 892	北金井水利組合	7.7	56.0	8.0	
14	北金井溜池 6	太田市北金井町 783-2	北金井水利組合	0.0	0.0	3.0	
15	大鷲溜池	太田市北金井町 230	大鷲町区	3.0	71.0	2.0	
16	長手第 1 溜池(上池)	太田市長手町 537	長手天水管理組合	3.5	60.0	7.0	○
17	長手第 2 溜池(下池)	太田市長手町 515	長手天水管理組合	2.8	75.0	5.0	○
18	萩原溜池	太田市吉沢町 2288	吉沢町一区	3.4	39.0	1.0	
19	今泉口溜池	太田市東今泉町 2177	自然人	2.2	40.0	1.0	
20	寺ヶ入溜池	太田市東金井町 592	寺ヶ入溜池水利組合	3.2	100.0	4.0	○
21	天沼	太田市新田上田中町 1121-1	太田市役所 農政部農村整備課	1.6	40.0	11.0	
22	妙参寺沼	太田市新田大根町 189	太田市役所 農政部農村整備課	0.0	0.0	4.0	
23	谷地池	太田市新田反町町 701-3	太田市役所 農政部農村整備課	0.0	0.0	6.0	
24	中山池	太田市藪塚町 2366	台地区	3.5	43.0	2.0	
25	京之入上溜	太田市藪塚町 3808-2	台地区天水組合	4.6	33.0	9.0	
26	京之入池	太田市藪塚町 858	台地区天水組合	5.0	60.0	9.0	
27	滝之入下溜	太田市藪塚町 3625-1	台滝用水組合	4.9	50.0	2.0	○
28	福田池	太田市藪塚町 742-1	自然人	1.6	41.0	1.0	○
29	滝之入池	太田市藪塚町 740-2	台滝用水組合	5.4	38.0	3.0	○
30	滝之入上溜(新沼)	太田市藪塚町 3638	台滝用水組合	5.3	55.0	2.0	○
31	湯之入上溜	太田市藪塚町 3408	湯之入天水組合	6.3	47.0	11.0	○
32	湯之入中溜	太田市藪塚町 3429	湯之入天水組合	2.0	55.0	1.0	○
33	湯之入下溜	太田市藪塚町 3431	湯之入天水組合	4.1	40.0	2.0	○
34	谷ツ池	太田市藪塚町 3219	自然人	4.7	71.0	18.0	
35	大谷津池	太田市北金井町 1169	北金井水利組合	3.7	25.0	1.0	

3 ライフライン関係

資料3-1 ライフライン関係連絡先一覧表

(*印は勤務時間外の連絡先)

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	電 話 番 号	F A X
東日本電信電話(株) [群馬支店]	〒370-0829 高崎市高松町 3	災害対策室	027-321-5660	027-330-3008
			027-325-7999*	
(株)NTTドコモ [群馬支店]	〒370-0829 高崎市高松町 13	(株)ドコモCS群馬支店 ネットワーク部 エリア品質担当	027-393-6414	027-393-6423
東京電力パワーグリッド(株) [太田支社]	〒373-0026 東本町 56-39	渉外担当	080-5430-9277	22-4111
		当直	027-898-3646*	
(一社)群馬県LPガス協会	〒371-0854 前橋市大渡町 1-10-7		027-255-6121	027-280-6170
(一社)群馬県LPガス協会 [太田支部]	〒373-0817 飯塚町 1321		46-5985	46-5974
太田都市ガス(株)	〒373-0853 太田市浜町 17-4	総務部	45-4161	45-4169
		待機監視室	45-4019*	48-4199
桐生瓦斯(株)	〒376-0035 桐生市仲町 3-6-32		0277-44-8141	0277-22-0117
群馬東部水道企業団	〒373-0853 浜町 11-28	総務課	45-2734	48-1109
		お客様センター	45-2731*	45-2735

同：災害対応基本マニュアル 参考資料 02-1

4 通信関係

資料4-1 災害対策基本法に基づく 通信設備の優先利用等に関する協定

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の優先利用に関して、太田市長と群馬県警察本部長は、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果を次のとおりに協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

昭和38年8月1日

群馬県太田市長
群馬県警察本部長

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

- 第1 太田市長が災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は警察の有線電気通信設備若しくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合、本協定の定めるところによるものとする。
- 第2 太田市長が法第57条の規定に基づき使用等することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話及び警察無線電信とする。
- 第3 太田市長が法第57条の規定に基づき警察通信設備の使用等をする場合は、原則として当該太田市の地域を管轄する警察署の署長（以下「管轄警察署長」という。）に対して次の事項を申し出て承認を受けるものとする。
- 1 使用等しようとする警察通信設備
 - 2 使用等しようとする理由
 - 3 通信の内容
 - 4 発信者及び受信者
- 第4 管轄警察署長は当該申込みの内容が法第57条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。この場合において、受け付けた通信の取扱い順位の決定は、管轄警察署長が当該通信の緊急性、通話の内容、受け付け順位等を斟酌して決定するものとする。
- 第5 太田市長は、法第56条の規定に基づく伝達、通知又は警告を行う場合の対象者及び当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ管轄警察署長に連絡しておくものとする。
- 第6 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設若しくは増設又は通信機器の貸与は行わないものとする。

附 則

本協定は、昭和38年8月1日から施行する。

5 被害調査報告関係

資料5-1

災害概況即報

災害概況即報

「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）
（災害概況即報）

災害名 _____ (第 _____ 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)							
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

資料5-2

被害状況即報

被害状況即報

「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）
（被害状況即報）

市町村名				区 分			被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名			そ	田	流失・埋没	h a		
	第 報					冠 水	h a		
報告者名			(月 日 時現在)			畑	流失・埋没	h a	
							冠 水	h a	
区 分		被 害		の 他	学 校	箇所			
人 的 被 害	死 者	人			病 院	箇所			
	<small>うち 災害関連死者</small>	人			道 路	箇所			
	行方不明者	人			橋 り よ う	箇所			
	負 傷 者	重 傷	人			河 川	箇所		
		軽 傷	人			砂 防	箇所		
	住 家 被 害	全 壊			棟		清 掃 施 設	箇所	
世帯						鉄 道 不 通	箇所		
人						被 害 船 舶	隻		
半 壊		棟			水 道	戸			
		世帯			電 話	回線			
		人			電 気	戸			
一部破損		棟			ガ ス	戸			
		世帯			ブ ロ ッ ク 塀	箇所			
		人							
床上浸水		棟		り 災 世 帯 数	世帯				
		世帯		り 災 者 数	人				
		人		建 物	件				
床下浸水		棟		火 災 発 生	危 険 物	件			
		世帯			そ の 他	件			
		人							
非 住 家	公共建物		棟						
	そ の 他		棟						

区 分		被 害						
公 立 文 教 施 設	千円		市町村災害対策本部	名 称				
農 林 水 産 業 施 設	千円							
公 共 土 木 施 設	千円							
そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
小 計	千円		災害救助法適用有無	有 ・ 無				
公共施設被害市町村数	団体							
そ の 他	農 産 被 害	千円				(適用日時)	月 日 時	
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円						
被害総額		千円	119 番通報件数	件				
災害の概況								
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)						
	自衛隊の災害派遣	その他						

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

資料5-3

被害状況即報続紙

被害状況即報続紙

(被害状況即報続紙)

市町村名	第 報続紙 月 日 時現在	
被害の区分	被害発生地区	数(名称)
応急対策の実施状況		
救助・救出活動状況 避難場所の設置状況 消火活動状況 その他		

資料5-4

災害確定報告

災害確定報告

(災害確定報告)

市町村名				区 分		被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名			田	流失・埋没	h a		
	第 報				冠 水	h a		
報告番号		(月 日 時現在)		畑	流失・埋没	h a		
報告者名					冠 水	h a		
区 分		被 害		そ の 他	学 校	箇所		
人 的 被 害	死 者	人			病 院	箇所		
	うち 災害関連死者	人			道 路	箇所		
	行方不明者	人			橋 り よ う	箇所		
	負 傷 者	重 傷	人			河 川	箇所	
		軽 傷	人			砂 防	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟			清 掃 施 設	箇所		
		世帯			鉄 道 不 通	箇所		
		人			被 害 船 舶	隻		
	半 壊	棟			水 道	戸		
		世帯		電 話	回線			
		人		電 気	戸			
	一 部 破 損	棟		ガ ス	戸			
		世帯		ブ ロ ッ ク 塀	箇所			
		人						
	床 上 浸 水	棟						
世帯								
人								
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯				
	世帯		り 災 者 数	人				
	人		建 物	件				
非 住 家	公 共 建 物	棟	火 災 発 生	危 険 物	件			
	そ の 他	棟		そ の 他	件			

区 分		被 害		名 称		
公 立 文 教 施 設	千円		市町村災害対策本部			
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円			設 置		
そ の 他 の 公 共 施 設	千円			解 散		
小 計	千円		災害救助法適用有無	有 ・ 無		
公共施設被害市町村数	団体			(適用日時)		
そ の 他						
農 産 被 害	千円					
林 産 被 害	千円					
畜 産 被 害	千円					
水 産 被 害	千円					
商 工 被 害	千円					
そ の 他	千円					
被害総額	千円		119 番通報件数	件		
災害の概況						
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)				
	自衛隊の災害派遣	その他				

資料 5 - 5

災害確定報告続紙

災害確定報告続紙

(災害確定報告続紙)

市町村名		月 日 時確定
被害の区分	被 害 発 生 地 区	数 (名称)

資料5-6 公立学校教育施設被害状況報告

公立学校教育施設被害状況報告 (概況・中間・確定)														
										月 日 時 分現在				
災害の原因								災害発生日時		年 月 日 時 分				
災害発生場所														
通信機関								受信機関						
通信者								受信者						
被害状況										工 作 物 被 害 金 額	土 地 被 害 金 額	設 備 被 害 金 額	被 害 金 額 合 計	
被 害 学 校 名	建 物													
	要 新 築				要 補 修				計					
	全 壊		半 壊		大・中 破		小 破		面 積					金 額
	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額						
	㎡	円	㎡	円	㎡	円	㎡	円	㎡	円				
応 急 対 策 そ の 他														

資料5-7

市有財産被害状況報告

市有財産被害状況報告(概況・中間・確定)							
所(院・学校) 月 日 時 分現在							
災害の原因				災害発生日時	年	月	日 時 分
災害発生場所							
発信機関				受信機関			
発信者				受信者			

その1 建物

種別	全壊(焼)失		半壊(焼)		一部損壊		被害見込額 合計
	棟数	被害見込額 千円	棟数	被害見込額 千円	棟数	被害見込額 千円	
							千円

(注) 種別は庁舎、公舎、学校、病棟、住宅等とする。

その2 土地

区分 地目	被害面積			被害見込額
	流失	埋没	計	
田	h a	h a	h a	千円
畑				
宅地				
山林				
原野				

資料5-8 公営住宅等に関する被災状況報告書

都県名	
-----	--

報告者

所属	
氏名	
電話番号	

災害名：

月 日 時現在

事業 主体名	団地名	所在地 (町・丁目まで)	公 営 住 宅 の 被 害						公営住宅等 の被害		人的被害 (住宅被害に起因するもの)			※確認方法				
			全壊	半壊	一部 損壊	軽微な 損壊	床上 浸水	床下 浸水		施設 名称	箇所 数	死者	行方不明	負傷者	相手方	電話	FAX	その他
			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	人	人	人				
都県 合計																		

(記入上の注意)

団地ごとの被災状況の詳細については、箇所別調書を作成の上、提出すること
状況把握を行った相手方及び確認した手段について必ず確認方法欄に記入すること

箇所別調書

(1) 団地の概要

団地名称			
住所			
事業主体名			
管理戸数	戸	構造・階数	
最寄り駅			

(2) 被災状況

(出来るだけ具体的な数値を用いて記入すること)

〈状況図〉 ※ポンチ絵で可。写真・図面等がある場合は別途添付すること。

(3) 対応方針等

--

資料5-9

医療関係被害状況報告

医療関係被害状況報告 (概況・中間・確定)					
月 日 時 分現在					
災害の原因			災害発生日時	年 月 日 時 分	
災害発生場所					
報告の日時	日 時 現在		受信機関		
発信機関			受信者		
発信者					
被害状況					
区分	施設名 (市町村別)	施設数	被害程度	被害金額(千円)	摘要
病院	公的				
	私的				
	計				
診療所	公的				
	私的				
	計				
歯科 診療所	公的				
	私的				
	計				
助産所	公的				
	私的				
	計				
その他	公的				
	私的				
	計				

(注) 公的は、国・県・市町村・公共立を含む。

資料5-10

防疫関係被害状況報告

防疫関係被害状況報告月報（日報）（概況・中間・確定）							
太 田 市							
			年	月	日	時 分現在	
災害の原因			災害発生日時	年	月	日 時 分	
災害発生場所							
発信機関			受信機関				
発信者			受信者				
措 置	1	そ族昆虫駆除の地域指定の要否		要・否			
	2	代執行の必要の有無		有・無			
	3	災害救助法の適用の有無		有・無			
	4	感染症指定医療機関の被害状況の概要					
	5	応援の必要の有無（資機材、人員等）		有・無			
	6	その他参考となる事項					
防 疫 活 動	1	患者発生数					
		病名	真症	名（累計	名）疑似	名（累計	名）
		保菌者		名（累計	名）死者	名（累計	名）
	2	防疫活動状況（太田市）					
		検病調査戸数		戸（延	戸）		
		検診件数（人員）		名（延	名）		
		防疫活動従事者					
		保健福祉事務所		名（延	名）		
		本庁職員		名（延	名）		
		市関係		名（延	名）		
	3	清潔方法実施					
		消毒方法実施		戸（延	戸）		
		鼠族昆虫駆除実施		戸（延	戸）		
	集団避難所数及び収容人員		箇所	名（延		名）	
	汚染井戸及び消毒済み井戸数						
	汚染	箇所	消毒済み	箇所（延	箇所）		
4	感染症法による生活用水の供給人員		名（延	名）地区名			
5	災害救助法による飲料水の供給人員		名（延	名）地区名			
6	その他						

資料5-11清掃(含下水道終末処理場)施設被害及び清掃関係事業等状況報告

清掃施設(含下水道終末処理場)被害及び清掃関係事業等状況報告(概況・中間・確定)									
月 日 時 分現在									
災害の原因						災害発生日時		年 月 日 時 分	
災害発生場所									
発信機関						受信機関			
発信者						受信者			
災害の状況	施設名	区分	復旧工事内容	員数	単価 円	所要金額 円	備考		
災害のために特に必要となった清掃事業									
し尿処理					ごみ処理				
区分	員数	単価	金額	備考		員数	単価	金額	備考
人夫賃				汲取戸数 戸 処理量 Kl 清掃期間 月 日 ～ 月 日	人夫賃				処理量 t 清掃期間 月 日 ～ 月 日
借上料					借上料				
器具機材費					器具機材費				
桶					スコップ				
燃料費					燃料費				
ガソリン					ガソリン				
その他					その他				
合計					合計				
緊急応援の必要性									

資料5-12

水道施設被害状況報告

水道施設被害状況報告(概況・中間・確定)							
						月 日 時 分現在	
災害の原因				災害発生日時		年 月 日 時 分	
災害発生場所							
発信機関				受信機関			
発信者				受信者			
飲用水供給状況記録簿							
供給年月日	供給区域	供給戸数	供給人口	給水用機械器具			備考
				名称	数量	所有者数	
災害の状況	施設名	区分	復旧工事内容	員数	単位	所要金額	備考
					千円	千円	
応急措置	災害状況			断減水の状況			
				緊急応援の必要性			

資料5-13

農作物共同利用施設被害状況報告

農作物共同利用施設被害状況報告（概要、中間、確定）			
		月	日
		時	分
災害の原因		災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所			
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

その1 農作物被害状況報告

作物名	被害面積	被害見込額	備考
	ha	千円	
稲	水稲		
	陸稲		
	小計		
麦			
そ菜類			
果樹			
桑園			
特産物			
その他			
計			

その2 畜産被害状況報告

家畜名	被害頭数	被害見込額	備考
	頭	千円	
牛			
馬			
めん羊、山羊			
豚			
計			

その3 農業用施設関係被害状況報告

施設名	被害件数	被害見込額	備考
	件	千円	

その4 農地被害状況報告

田畑名	被害面積	被害件数	被害見込額	備考
	ha	件	千円	

資料5-14

林業関係被害状況報告

林業関係被害状況報告（概要、中間、確定）			
		月 日 時 分現在	
災害の原因		災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所		災害発生地域	
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	
被害状況			
区分	種別	数量	被害額
林地被害	新生崩壊地		千円
	拡大崩壊地		
	小計		
	新生地すべり地		
	拡大地すべり地		
	小計		
	計		
造林地被害			
治山地被害			
林道被害			
苗畑被害			
林産施設被害			
林産物被害			
その他被害			
合計			

資料5-15

商業関係被害状況報告

商業関係被害状況報告(概況・中間・確定)			
月 日 時 分現在			
災害の原因		災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所			
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	
区分	被害件数	被害金額	備考(店舗であって、住所と別である) (ゲタバキ住宅) (街灯、ウインドー、広告等) (アーケード、ゲージ等)
建物	棟	千円	
施設	件	千円	
共同施設	件	千円	
商品		千円	
その他		千円	

(注)「その他」は具体的に記入すること。

資料5-16

工業関係被害状況報告

工業関係被害状況報告(概要、中間、確定)			
		月	日
		時	分
現在		年	月
日		時	分
災害の原因		災害発生日時	
災害発生場所			
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

事 項		中小企業者	その他の事業者	計
建物設備等有形固定資産の損害	全 壊 (注1)	件数		
		損害額		
	その他の 損 壊	件数		
		損害額		
事業協同組合、商工組合の 共同施設の被害(注2)	件 数			
	損害額			
製品、仕掛品原材料の損壊 (注3)	損害額			
小 計				
床下浸水	戸 数			
床上浸水	戸 数			
除雪、排水等の被害対策に要した経費				
その他災害の発生により生じた損害額(注4)				
総 額				

全流出、全埋没、全焼その他被害程度においてこれらに類するものを含む。
 事業協同組合、事業共同小組合もしくは協同組合連合会または商工組合もしくは商工組合連合会の共同施設、共同作業場及び原材料置き場についての物的被害。
 流失、埋没、焼失その他の被害の程度においてこれらに類するものを含む。
 季節的商品の出荷遅延による価値の減少額等。

資料5-17

公共土木施設被害状況報告

公共土木施設被害状況報告(概要、中間、確定)			
		月 日 時 分現在	
災害の原因		災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所			
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

その1 被害総括表

種別	国庫補助災害				小 計		県単災害		合 計	
	県工事		市町村工事		箇所数	被害金額	箇所数	被害金額	箇所数	被害金額
	箇所数	被害金額	箇所数	被害金額						
河川		千円		千円		千円		千円		千円
砂防										
道路										
橋梁										
計										

その2 _____による出水状況

河川名	測定値	平水位	警戒水位	今回の水位	備考

その3 _____による降水量調

測定位置	月 日	月 日	月 日	月 日
	()雨量 連続雨量	()雨量 連続雨量	()雨量 連続雨量	()雨量 連続雨量

その4 被害箇所内訳

路河川名	町名	工種	長	幅	復旧見込額 (未成を除く)	うち 応急費	未成額 (転属額)	備考

その5 交通止箇所調

路線名	町名	被害状況	交通処理 状況	復旧見込	復旧月日	備考

資料5-18

火災即報

火災即報

「火災・災害等即報要領」第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

※爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		月 日 時 分 (月 日 時 分)	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人					
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積		m ² m ²	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 計 棟 部分焼棟 } ぼや棟 }	焼損面積	建物焼損床面積	m ²	
				建物焼損表面積	m ²	
				林野焼損面積	a	
り災世帯数	世帯		気象情報			
消防活動状況	消防本部 (署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

資料5-19

特定の事故即報

特定の事故即報

「火災・災害等即報要領」第2号様式（特定の事故）

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物にかかる事故 3 原子力災害 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村	
		報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I 等 7 その他 ()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等	人 (人)	
			重症	人 (人)	
			中等症	人 (人)	
			軽症	人 (人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材
			自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
			消防本部 (署)	台	
			消防団	台	
			海上保安庁	人	
			自衛隊	人	
		その他	人		
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

資料5-20

救急・救助事故即報

救急・救助事故即報

「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処自体における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者	死者（性別・年齢）	死者の生じた理由	負傷者 人（ 人）	
	計 人		{ 重症 人（ 人） { 中等症 人（ 人） { 軽症 人（ 人）	
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数 (見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

6 避難関係

資料6-1 広域避難場所・一時避難場所一覧表

(1) 広域避難場所

番号	避難場所名	所在地	面積 (ha)
1	太田市運動公園	飯塚町 1059	16.5
2	太田市北部運動公園	上強戸町 2079-3	18.07

(2) 一時避難場所

番号	避難場所名	所在地	面積 (ha)
1	沢野スポーツ広場	高林北町894	2.4
2	葦川スポーツ広場	東長岡町1808	1.8
3	鳥之郷スポーツ広場	新野町1390	1.8
4	強戸スポーツ広場	菅塩町345	2.1
5	サン・スポーツランド	鳥山上町2282	1.3
6	休泊スポーツ広場	龍舞町4047	1.4
7	宝泉スポーツ広場	西野谷町40-4	2.0
8	太田北之庄公園	由良町1472-1	1.1
9	沖野公園	沖之町451-1	1.0
10	宝町中央公園	宝町540	1.0
11	新浜公園	下浜田町1088-1	2.2
12	西新町中央公園	西新町128	2.2
13	西新町南公園	西新町69	1.7
14	早川公園	新田早川町15	1.9
15	東新町中央公園	東新町806	2.3
16	備前島公園	備前島町149-1	2.1
17	薬師公園	世良田町3141	1.0
18	竜内公園	龍舞町5103	1.5
19	九合6号公園	小舞木町277	1.5
20	太田中央公園	飯田町819	1.6
21	西藤中央公園	藤阿久町493-1	1.5
22	天神公園	浜町27-1	1.6
23	藪塚本町西部ふるさと公園	大原町1604-1	1.1
24	藪塚本町中央運動公園	大原町383-75	4.1
25	生品コミュニティ運動公園	新田村田町1044-1	1.8
26	綿打コミュニティ運動公園	新田上田中町668-2	1.6
27	木崎コミュニティ運動公園	新田中江田町1110	1.9
28	世良田公園グラウンド	世良田町1552-1	1.9
29	岩松公園グラウンド	岩松町802-1	1.3
30	尾島公園グラウンド	亀岡町99	1.0
31	道の駅おおた	粕川町701-1	2.0

資料6-2

指定避難所一覧表

番号	施設名	所在地	電話番号
1	太田小学校	本町31-1	22-3300
2	(旧)太田東小学校	東本町53-30	22-2603
3	西中学校	八幡町24-1	22-3305
4	県立太田高校	西本町12-2	31-7181
5	県立太田女子高校	八幡町16-7	22-6651
6	太田行政センター	本町20-1	22-2603
7	太田公民館東別館	東本町53-20	22-4410
8	九合小学校	飯塚町1534	45-3301
9	中央小学校	飯田町1166	45-8920
10	旭小学校	東矢島町1249	46-3463
11	東中学校	飯塚町80	45-3307
12	旭中学校	東矢島町1082	48-5631
13	九合行政センター	飯塚町591-1	45-6978
14	武道館	内ヶ島町384-2	49-2772
15	沢野小学校	福沢町226-1	38-0455
16	南小学校	高林東町1372	38-0202
17	沢野中央小学校	富沢町73	30-5521
18	南中学校	高林北町955-1	38-0254
19	市立太田高校	細谷町1510	31-3321
20	沢野行政センター	高林西町882-5	38-4281
21	南ふれあいセンター	高林東町1302	38-8139
22	葦川小学校	台之郷町999	45-3302
23	駒形小学校	植木野町7	46-9421
24	北の杜学園 (旧 北中学校)	熊野町2-1	22-3306
25	城東中学校	葦川町1	26-0511
26	県立太田東高校	台之郷町448	45-6511
27	葦川行政センター	東長岡町1853	48-6853
28	鳥之郷小学校	鶴生田町83-2	22-3303
29	城西小学校	新野町127	31-5610
30	城西中学校	新野町74	32-2115
31	高齢者総合福祉センター	鳥山上町2313	37-7000
32	鳥之郷行政センター	新野町203	32-6854
33	強戸小学校	天良町858-2	37-0429
34	強戸中学校	天良町72-3	37-0734
35	強戸行政センター	菅塩町345	37-4979
36	強戸ふれあいセンター	石橋町856-1	37-6761
37	休泊小学校	龍舞町3816-3	45-5841
38	休泊中学校	龍舞町3867-2	45-3842
39	県立太田工業高校	茂木町380	45-4742

番号	施設名	所在地	電話番号
40	休泊行政センター	龍舞町4053	49-0201
41	宝泉小学校	由良町1738- 1	31-2442
42	宝泉南小学校	中根町261- 1	31-0518
43	宝泉東小学校	藤久良町 1	31-2422
44	宝泉中学校	宝町735	31-4177
45	県立太田特別支援学校	藤阿久町26- 1	32-3939
46	県立太田フレックス高校	下田島町1243- 1	31-0511
47	第一老人福祉センター	細谷町1689	32-1905
48	宝泉行政センター	西野谷町38- 2	32-2688
49	毛里田小学校	只上町970- 1	37-1154
50	毛里田中学校	矢田堀町242- 2	37-1205
51	毛里田行政センター	矢田堀町244- 5	37-1059
52	老人福祉センターかたくりの里	吉沢町5292	20-5511
53	尾島小学校	亀岡町61- 2	52-0019
54	尾島生涯学習センター	亀岡町63- 1	52-2341
55	尾島中学校	亀岡町584- 1	52-0516
56	太田市ボランティアセンター・尾島庁舎	粕川町520	20-7080
57	尾島健康福祉増進センター利根の湯	備前島町196- 1	60-7311
58	世良田小学校	世良田町3113- 7	52-1004
59	世良田生涯学習センター	世良田町1535- 4	52-1002
60	木崎行政センター	新田木崎町1215- 1	56-1053
61	木崎小学校	新田木崎町1121	56-0024
62	木崎中学校	新田木崎町301	56-1031
63	生品行政センター	新田村田町1107- 1	57-1055
64	生品小学校	新田村田町1365	57-1054
65	新田福祉総合センター	新田反町町831- 3	57-2616
66	生品中学校	新田市野井町121	57-1075
67	新田総合体育館	新田金井町607	57-2222
68	新田武道館	新田上江田町721- 1	56-2222
69	綿打行政センター	新田大根町953- 1	57-1041
70	綿打小学校	新田上田中町795- 3	57-1067
71	綿打中学校	新田上田中町182	56-1005
72	県立新田暁高校	新田大根町999	57-1056
73	藪塚本町小学校	藪塚町1741	0277-78-2433
74	藪塚本町中央公民館	大原町505	0277-78-5411
75	藪塚本町社会体育館	大原町383-70	0277-78-7711
76	藪塚本町中学校	大原町695	0277-78-2838
77	藪塚本町南小学校	大原町2201- 1	0277-78-6088
78	老人福祉センター藪塚いこいの湯	大原町641- 2	0277-78-0011
79	尾島体育館	亀岡町656- 1	57-2222
80	太田市総合体育館	飯塚町 1059-1	55-2550

資料6-3 指定緊急避難場所一覧表

指定緊急避難場所とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として洪水・浸水や土砂災害等の災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。

※指定緊急避難場所の指定に係る災害種別ごとの安全性等の基準

- ◆洪水・浸水：浸水想定区域外に立地しており、屋内待避ができる施設、もしくは、浸水想定水位が0.5m未滿の区域に立地しており、想定される水位以上の高さに避難できるスペースがあること。
- ◆土砂災害（崖崩れ・土石流・地すべり）：土砂災害警戒区域外に立地している施設又は場所。
- ◆地震：建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日に導入）に適合する施設、又は耐震診断や改修により地震に対して安全な構造であると判断できる施設、もしくは、地震発生時に生命・身体に危険をおよぼすおそれのある建築物等が周辺にない場所。

（可 ○ 否 × 該当外 -）

地区名	No.	施設・場所名	住所	災害の種類			指定避難所との重複	備考
				洪水・浸水	土砂災害	地震		
太田	1	太田小学校	本町 31-1	○	○	○	○	
	2	(旧)太田東小学校	東本町 53-30	○	○	○	○	
	3	西中学校	八幡町 24-1	○	○	○	○	
	4	県立太田高校	西本町 12-2	○	○	○	○	
	5	県立太田女子高校	八幡町 16-7	○	○	○	○	
	6	太田行政センター	本町 20-1	○	○	○	○	
	7	太田公民館東別館	東本町 53-20	○	○	○	○	
	8	天神公園	浜町 27-1	×	○	○	-	一時避難場所指定
九合	9	九合小学校	飯塚町 1534	○	○	○	○	
	10	中央小学校	飯田町 1166	○	○	○	○	
	11	旭小学校	東矢島町 1249	○	○	○	○	
	12	東中学校	飯塚町 80	○	○	○	○	
	13	旭中学校	東矢島町 1082	○	○	○	○	
	14	九合行政センター	飯塚町 591-1	○	○	○	○	
	15	武道館	内ヶ島町 384-2	○	○	○	○	
	16	太田市総合体育館	飯塚町 1059-1	○	○	○	○	
	17	太田市運動公園	飯塚町 1059	×	○	○	-	広域避難場所指定
	18	太田中央公園	飯田町 819	×	○	○	-	一時避難場所指定
	19	九合6号公園	小舞木町 277	×	○	○	-	一時避難場所指定
	20	内ヶ島町目塚会館・広場	内ヶ島町 1342-4	○	○	○	-	
沢野	21	沢野小学校	福沢町 226-1	○	○	○	○	
	22	南小学校	高林東町 1372	○	○	○	○	
	23	沢野中央小学校	富沢町 73	○	○	○	○	
	24	南中学校	高林北町 955-1	○	○	○	○	
	25	市立太田高校	細谷町 1510	○	○	○	○	
	26	沢野行政センター	高林西町 882-5	○	○	○	○	
	27	南ふれあいセンター	高林東町 1302	×	○	○	○	
	28	第一老人福祉センター	細谷町 1689	○	○	○	○	
	29	新浜公園	下浜田町 1088-2	×	○	○	-	一時避難場所指定

地区名	No.	施設・場所名	住所	災害の種類			指定避難所との重複	備考
				洪水・浸水	土砂災害	地震		
沢野	30	沢野スポーツ広場	高林北町 894	×	○	○	-	一時避難場所指定
	31	西新町南公園	西新町 69	×	○	○	-	一時避難場所指定
	32	古戸町集会所	古戸町 429	×	○	×建物 ○敷地	-	
	33	南矢島中央公園	南矢島町 370	×	○	○	-	
韮川	34	韮川小学校	台之郷町 999	○	○	○	○	
	35	駒形小学校	植木野町 7	×	○	○	○	
	36	北の杜学園(旧 北中学校)	熊野町 2-1	○	○	○	○	
	37	城東中学校	韮川町 1	×	○	○	○	
	38	県立太田東高校	台之郷町 448	×	○	○	○	
	39	韮川行政センター	東長岡町 1853	○	○	○	○	
	40	韮川スポーツ広場	東長岡町 1808	×	○	○	-	一時避難場所指定
	41	東金井町一区区民会館	東金井町 1096	○	○	×建物 ○敷地	-	
	42	東金井二区集会所	東金井町 409	○	○	×建物 ○敷地	-	
	鳥之郷	43	鳥之郷小学校	鶴生田町 83-2	○	○	○	○
44		城西小学校	新野町 127	○	○	○	○	
45		城西中学校	新野町 74	○	○	○	○	
46		高齢者総合福祉センター	鳥山上町 2313	×	○	○	○	
47		鳥之郷行政センター	新野町 203	○	○	○	○	
48		鳥之郷スポーツ広場	新野町 1390	×	○	○	-	一時避難場所指定
49		サン・スポーツランド	鳥山上町 2282	×	○	○	-	一時避難場所指定
50		太田市こども館	城西町 91	○	○	○	-	
強戸	51	強戸小学校	天良町 858-2	○	○	○	○	
	52	強戸中学校	天良町 72-3	○	○	○	○	
	53	強戸行政センター	菅塩町 345	○	○	○	○	
	54	強戸ふれあいセンター	石橋町 856-1	○	○	○	○	
	55	太田市北部運動公園	上強戸町 2079-3	×	○	○	-	広域避難場所指定
	56	強戸スポーツ広場	菅塩町 345	×	○	○	-	一時避難場所指定
	57	西長岡住民センター	西長岡町 769	○	○	○	-	
	58	西長岡原住民センター	西長岡町 223-3	○	○	○	-	
休泊	59	休泊小学校	龍舞町 3816-3	○	○	○	○	
	60	休泊中学校	龍舞町 3867-2	○	○	○	○	
	61	県立太田工業高校	茂木町 380	○	○	○	○	
	62	休泊行政センター	龍舞町 4053	○	○	○	○	
	63	休泊スポーツ広場	龍舞町 4047	×	○	○	-	一時避難場所指定
	64	竜内公園	龍舞町 1397-1	×	○	○	-	一時避難場所指定
	65	竜舞一区区民会館	龍舞町 1929-1	×	○	×建物 ○敷地	-	
	66	沖之郷町集会所	沖之郷町 839	×	○	×建物 ○敷地	-	
	67	八重笠集会所・ 八重笠町ちびっこ広場	八重笠町 447	×	○	×建物 ○広場	-	
宝泉	68	宝泉小学校	由良町 1738-1	○	○	○	○	
	69	宝泉南小学校	中根町 261-1	○	○	○	○	
	70	宝泉東小学校	藤久良町 1	○	○	○	○	
	71	宝泉中学校	宝町 735	○	○	○	○	

地区名	No.	施設・場所名	住所	災害の種類			指定避難所との重複	備考
				洪水・浸水	土砂災害	地震		
宝泉	72	県立太田特別支援学校	藤阿久町 26-1	○	○	○	○	
	73	県立太田フレックス高校	下田島町 1243-1	○	○	○	○	
	74	宝泉行政センター	西野谷町 38-2	○	○	○	○	
	75	西藤中央公園	藤阿久町 493-1	×	○	○	-	一時避難場所指定
	76	太田北之庄公園	由良町 1472-1	×	○	○	-	一時避難場所指定
	77	沖野公園	沖野町 451-1	×	○	○	-	一時避難場所指定
	78	宝泉スポーツ広場	西野谷町 40-4	×	○	○	-	一時避難場所指定
	79	西新町中央公園	西新町 128	×	○	○	-	一時避難場所指定
	80	宝町中央公園	宝町 540	×	○	○	-	一時避難場所指定
	81	太田市宝南センター	泉町 1405	×	○	○	-	
	毛里田	82	毛里田小学校	只上町 970-1	×	○	○	○
83		毛里田中学校	矢田堀町 242-2	○	○	○	○	
84		毛里田行政センター	矢田堀町 244-5	○	○	○	○	
85		老人福祉センター かたくりの里・多目的広場	吉沢町 5292	○	○	○	○	
86		東新町中央公園	東新町 806	×	○	○	-	一時避難場所指定
87		東今泉町集会所	東今泉町 140-1	○	○	○	-	
88		緑町集会所	緑町 2131-1	○	○	○	-	
89		原宿町住民センター	原宿町 3627	×	○	○	-	
90		若富公園	東新町 230	×	○	○	-	
91		岩神公園	吉沢町 904-7	×	○	○	-	
尾島	92	尾島小学校	亀岡町 61-2	×	○	○	○	
	93	尾島生涯学習センター	亀岡町 63-1	×	○	○	○	
	94	尾島中学校	亀岡町 584-1	×	○	○	○	
	95	太田市ボランティアセンター・尾島庁舎	粕川町 520	×	○	○	○	
	96	尾島健康福祉増進センター利根の湯	備前島町 196-1	×	○	○	○	
	97	世良田小学校	世良田町 3113-7	×	○	○	○	
	98	世良田生涯学習センター	世良田町 1535-4	×	○	○	○	
	99	備前島公園	備前島町 149-1	×	○	○	-	一時避難場所指定
	100	尾島公園グラウンド	亀岡町 99	×	○	○	-	一時避難場所指定
	101	岩松公園グラウンド	岩松町 802-1	×	○	○	-	一時避難場所指定
	102	薬師公園	世良田町 3141	×	○	○	-	一時避難場所指定
	103	世良田公園グラウンド	世良田町 1552-1	×	○	○	-	一時避難場所指定
	104	道の駅おおた	粕川町 701-1	×	○	○	-	一時避難場所指定
	105	ふたば公園	南ヶ丘町 1258-1	×	○	○	-	
	106	徳川会館	徳川町 390-1	×	○	○	-	
	107	尾島体育館	亀岡町 656-1	×	○	○	○	
木崎	108	木崎行政センター	新田木崎町 1215-1	○	○	○	○	
	109	木崎小学校	新田木崎町 1121	○	○	○	○	
	110	木崎中学校	新田木崎町 301	○	○	○	○	
	111	木崎コミュニティ運動公園	新田中江田町 1110	×	○	○	-	一時避難場所指定
	112	中江田本郷会館	新田中江田町 447-2	○	○	○	-	
生品	113	生品行政センター	新田村田町 1107-1	○	○	○	○	
	114	生品小学校	新田村田町 1365	○	○	○	○	

地区名	No.	施設・場所名	住所	災害の種類			指定避難所との重複	備考
				洪水・浸水	土砂災害	地震		
生品	115	新田福祉総合センター	新田反町町 831-3	×	○	○	○	
	116	生品中学校	新田市野井町 121	○	○	○	○	
	117	生品コミュニティ運動公園	新田村田町 1044-1	×	○	○	-	一時避難場所指定
	118	市多村新田多目的ホール	新田市野井町 3059	○	○	○	-	
	119	村田区民会館・公園	新田村田町 468	○	○	○	-	
綿打	120	新田総合体育館	新田金井町 607	○	○	○	○	
	121	新田武道館	新田上江田町 721-1	○	○	○	○	
	122	綿打行政センター	新田大根町 953-1	○	○	○	○	
	123	綿打小学校	新田上田中町 795-3	○	○	○	○	
	124	綿打中学校	新田上田中町 182	○	○	○	○	
	125	県立新田暁高校	新田大根町 999	○	○	○	○	
	126	早川公園	新田早川町 15	×	○	○	-	一時避難場所指定
	127	綿打コミュニティ運動公園	新田上田中町 668-2	×	○	○	-	一時避難場所指定
	128	下田中会館	新田下田中町 656-1	×	○	○	-	
	129	上中公園	新田上中町 459-4	×	○	○	-	
藪塚	130	いずみ中央公園	新田早川町 337	×	○	○	-	
	131	藪塚本町小学校	藪塚町 1741	○	○	○	○	
	132	藪塚本町中央公民館	大原町 505	○	○	○	○	
	133	藪塚本町社会体育館	大原町 383-70	○	○	○	○	
	134	藪塚本町中学校	大原町 695	○	○	○	○	
	135	藪塚本町南小学校	大原町 2201-1	○	○	○	○	
	136	老人福祉センター藪塚 いこいの湯	大原町 641-2	○	○	○	○	
	137	藪塚本町中央運動公園	大原町 383-75	×	○	○	-	一時避難場所指定
	138	藪塚本町西部ふるさと公園	大原町 1604-1	×	○	○	-	一時避難場所指定
	139	中原地区公民館・運動場	藪塚町 1928-2	○	○	○	-	
	140	台地区公民館・みんなの広場	藪塚町 918-2	○	○	×建物 ○広場	-	
	141	滝之入公民館	藪塚町 697-1	○	○	○	-	
	142	藪塚本町三島神社公園	藪塚町 519	×	○	○	-	
	143	三島地区公民館・グラウンド	藪塚町 2921-16	○	○	○	-	
	144	西野公民館	藪塚町 2766	○	○	○	-	
	145	山之神地区公民館	山之神町 422	○	○	×建物 ○敷地	-	
146	新星公民館	山之神町 586	○	○	○	-		
147	寄合公民館	寄合町 164-1	○	○	○	-		
148	大原一区公民館	大原町 1193-4	○	○	×建物 ○敷地	-		
149	六千石公民館・広場	六千石町 56	○	○	×建物 ○広場	-		
150	大久保公民館	大久保町 223-1	○	○	○	-		
各合計				87	150	150	80	

資料6-4 仮設住宅建設予定地一覧表

番号	地名地番		敷地面積 (㎡)	収容 戸数	避難対象学校区
1	天神公園	浜町 27-1 他	16,158	38	太田小学校 中央小学校
2	太田公民館東別館	東本町 53-14 他	18,195	67	北の杜学園
3	九合6号公園	小舞木町 277 他	15,012	61	九合小学校 中央小学校
4	沢野スポーツ広場 (グラウンド)	高林北町 894	16,250	117	沢野小学校 南小学校 沢野中央小学校
5	沢野スポーツ広場 (テニスコート)	高林北町 894	4,551	12	沢野小学校 南小学校 沢野中央小学校
6	新浜公園	下浜田町 1088-1 他	21,802	100	沢野小学校 九合小学校 太田小学校 中央小学校
7	葦川スポーツ広場	東長岡町 1808 他	19,426	170	北の杜学園 葦川小学校
8	城東中学校	葦川町 1	34,619	124	駒形小学校 葦川小学校
9	鳥之郷スポーツ広場	新野町 1390 他	16,742	170	城西小学校 鳥之郷小学校
10	勤労者体育施設	鳥山上町 2282 他	34,065	106	城西小学校 強戸小学校
11	強戸スポーツ広場	管塩町 345 他	25,874	166	強戸小学校
12	強戸小学校	天良町 858-2 他	23,810	60	強戸小学校
13	竜内公園	龍舞町 5103	14,554	56	休泊小学校 九合小学校
14	休泊小学校	龍舞町 3816-3 他	20,898	86	休泊小学校
15	休泊行政センター	龍舞町 4053 他	26,725	173	休泊小学校 駒形小学校
16	宝泉スポーツ広場	西野谷町 40-4 他	28,707	148	宝泉南小学校 宝泉小学校
17	西新町中央公園	西新町 128 他	22,230	101	宝泉南小学校 沢野小学校
18	西新町南公園	西新町 69-1 他	17,421	55	宝泉南小学校 沢野小学校
19	西藤中央公園	藤阿久町 493-1 他	15,299	55	宝泉東小学校 太田小学校
20	八千代グラウンド	由良町 1765-1 他	10,997	102	宝泉小学校

番号	地名地番		敷地面積 (㎡)	収容 戸数	避難対象学校区
21	東新町中央公園	東新町 806 他	22,746	93	毛里田小学校 駒形小学校
22	木崎コミュニティ運動広場	新田中江田町 1110 他	20,154	188	木崎小学校
23	あおぞら公園	新田木崎町 546 他	4,198	27	木崎小学校
24	村田公園	新田村田町 1102-1 他	8,666	71	生品小学校
25	みずき公園	新田瑞木町 69-1 他	4,388	33	生品小学校
26	新田野球場	新田反町町 885 他	25,763	154	綿打小学校
27	中央運動公園（運動場）	大原町 383-75	34,597	210	藪塚本町小学校 藪塚本町南小学校
28	中央運動公園（芝生広場）	大原町 383-75	6,400	50	藪塚本町小学校 藪塚本町南小学校
29	太田中央公園	飯田町 819	17,417	65	中央小学校
30	南矢島中央公園	南矢島町 379	20,000	111	南小学校
31	太田北之庄公園	由良町 1472-1 他	10,465	71	宝泉小学校
32	宝町中央公園	宝町 540	10,430	45	宝泉小学校
33	沖野公園	沖野町 451-1	10,432	64	宝泉小学校
34	早川公園	新田早川町 15	19,062	100	綿打小学校
35	下田中芝生公園	新田下田中町 365-5 他	7,724	40	綿打小学校
36	太田市北部運動公園	上強戸町 2079-3 他	181,416	256	強戸小学校
37	生品コミュニティ運動公園	新田村田町 1036	22,605	172	生品小学校
38	般若公園	新田小金井町 104-1	2,386	17	生品小学校
39	藪塚本町西部ふるさと公園	大原町 1604-1	10,251	101	藪塚本町小学校 藪塚本町南小学校
40	由良町林公園	由良町 618-1 他	3,502	35	宝泉小学校
41	下強戸公園	強戸町 592	994	8	強戸小学校
計			846,931	3,878	

同：災害対応基本マニュアル 参考資料 12-1

7 応援及び協定関係

資料7-1

広域応援関係

令和6年3月現在

No.	協定名	締結機関	締結年月日
1	災害応援協定	大泉町	昭和39年4月27日
2	大規模災害時の相互応援に関する協定	所沢市	平成9年4月18日
3	大規模災害時における相互応援に関する協定	熊谷市	平成9年9月29日
4	群馬県水道災害相互応援協定	群馬県及び県内水道事業者	平成13年2月9日
5	災害時相互応援協定	羽村市	平成15年7月30日
6	災害時における救援物資提供に関する協定	三国コカ・コーラボトリング株式会社	平成17年3月15日
7	消防相互応援協定	伊勢崎市	平成17年3月28日
8	消防相互応援協定	大泉町	平成17年3月28日
9	地震等災害時における消火活動業務に関する協定	群馬県東毛生コンクリート事業協同組合	平成17年4月12日
10	消防相互応援協定	深谷市	平成17年4月21日
11	消防相互応援協定	足利市	平成17年5月2日
12	災害時における応急生活物資供給等に関する協定	生活協同組合コープぐんま	平成17年5月11日
13	太田市災害緊急放送に関する協定	株式会社太田コミュニティー放送	平成17年7月1日
14	災害時における応急レンタル機材供給等に関する協定	株式会社アクティオ	平成17年7月12日
15	災害時における応急レンタル機材供給等に関する協定	コーエイ株式会社	平成18年2月15日
16	消防相互応援協定	みどり市	平成18年3月27日
17	群馬県防災航空隊支援協定	群馬県	平成18年3月27日
18	大規模災害時における相互応援に関する協定	両毛6市	平成18年7月11日
19	両毛6市水道災害相互応援に関する協定	両毛6市	平成18年7月11日
20	災害時における救援物資提供に関する協定	小林興業株式会社	平成18年7月25日
21	災害時における協力に関する協定	社団法人 全日本冠婚葬祭互助会	平成18年12月7日
22	消防相互応援協定	熊谷市	平成19年2月19日
23	災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定	電気設備応急対策協議会	平成21年2月26日
24	鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定	東武鉄道株式会社	平成21年7月1日
25	足利赤十字病院ドクターカー運用に関する協定	足利赤十字病院	平成21年8月19日
26	太田市の災害応援に関する協定	太田市災害応援協議会	平成21年12月28日
27	外国人集住都市会議災害時相互応援協定	外国人集住都市会議会員都市	平成22年11月8日
28	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年3月2日
29	関越自動車道、上信越自動車道及び北関東自動車道における消防相互応援協定	関越自動車道、上信越自動車道及び北関東自動車道に該当する消防本部	平成23年3月19日
30	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)カインズ	平成24年4月5日
31	災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定	群馬県石油協同組合太田支部	平成24年4月5日
32	「道の駅」の防災総合利用に関する基本協定	群馬県	平成24年10月1日

No.	協定名	締結機関	締結年月日
33	災害時の相互応援に関する協定	流山市	平成 25 年 3 月 7 日
34	災害時における救援物資提供に関する協定	株式会社伊藤園太田支店	平成 25 年 7 月 16 日
35	災害時における緊急物資輸送業務に関する協定	赤帽群馬県軽自動車運送協同組合	平成 25 年 8 月 7 日
36	災害時における緊急物資輸送業務に関する協定	群馬県トラック協会太田支部	平成 25 年 8 月 19 日
37	特殊災害消防対策相互応援協定	両毛 6 市	平成 26 年 4 月 1 日
38	災害時の遺体搬送に関する協定	群馬県霊柩自動車協会	平成 26 年 7 月 1 日
39	災害時における上下水道施設等の応急復旧に関する協定	東都積水株式会社太田工場	平成 26 年 7 月 8 日
40	災害時における応急対策の協力に関する協定	三和シャッター工業株式会社関東営業部	平成 26 年 11 月 17 日
41	災害時における L P ガス等供給協力に関する協定	群馬県 L P ガス協会太田支部	平成 27 年 4 月 1 日
42	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 27 年 6 月 18 日
43	火災等災害時における支援活動業務に関する協定 (消防)	太田建設業協同組合	平成 27 年 7 月 21 日
44	両毛地域水道事業管理者協議会水道災害相互応援に関する協定	桐生市、足利市、佐野市	平成 28 年 4 月 1 日
45	災害時における帰宅困難者の受入に関する協定	関東建設工業株式会社	平成 28 年 11 月 7 日
46	災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定	太田市管工事協同組合	平成 28 年 12 月 21 日
47	災害時における米飯製造・配送業務に関する協定	太田市行政管理公社	平成 29 年 7 月 1 日
48	災害時における物資輸送等に関する協定	ヤマト運輸株式会社	平成 29 年 7 月 26 日
49	太田市と太田市内郵便局との地域における協力に関する協定	太田郵便局	平成 29 年 8 月 28 日
50	災害時における飲料の提供に関する協定	ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社	平成 29 年 9 月 15 日
51	原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定	水戸市	平成 30 年 2 月 15 日
52	災害時における物資供給に関する協定	N P O 法人コメリ災害対策センター	平成 30 年 2 月 20 日
53	災害廃棄物収集運搬及び処分に関する協定 (清掃事業課所管)	太田広域一般廃棄物事業協同組合他	平成 30 年 3 月 1 日
54	災害時における相互応援に関する協定	海老名市	平成 30 年 8 月 26 日
55	群馬県消防相互応援協定	県下 11 消防本部	平成 30 年 12 月 13 日
56	災害時における物資供給に関する協定	株式会社小林ダンボール	平成 31 年 1 月 15 日
57	災害時における情報伝達及び情報収集等に関する協定	群馬県オートバイ事業協同組合	令和元年 8 月 1 日
58	施行時特例市災害時相互応援に関する協定	施行時特例市参加市	令和 2 年 2 月 17 日
59	災害時における相互応援に関する協定	木更津市	令和 2 年 3 月 13 日
60	災害時等における宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社デベロップ	令和 2 年 6 月 1 日
61	災害時電力復旧等応援協定	東京電力パワーグリッド株式会社太田支社	令和 2 年 11 月 6 日
62	災害時における物資等の供給に関する協定	太田建設業協同組合	令和 2 年 11 月 19 日
63	災害時における物資等の供給に関する協定	株式会社オウルテック	令和 3 年 1 月 15 日
64	災害時における物資等の供給に関する協定	株式会社 MOTTERU	令和 3 年 1 月 15 日
65	災害時における物資等の供給に関する協定	株式会社木村鋳造所	令和 3 年 3 月 22 日
66	災害時における物資等の供給に関する協定	群馬森紙業株式会社	令和 3 年 3 月 22 日
67	災害時における施設等の利用に関する協定	県立太田高等学校	令和 3 年 7 月 1 日
68	災害時における施設等の利用に関する協定	県立太田女子高等学校	令和 3 年 7 月 1 日

No.	協定名	締結機関	締結年月日
69	災害時における施設等の利用に関する協定	県立太田東高等学校	令和3年7月1日
70	災害時における施設等の利用に関する協定	県立太田工業高等学校	令和3年7月1日
71	災害時における施設等の利用に関する協定	県立新田暁高等学校	令和3年7月1日
72	災害時における支援協力に関する協定	株式会社フレッセイ	令和3年9月10日
73	災害時における施設等の利用に関する協定	国際産業技術専門学校	令和3年10月1日
74	災害時における施設等の利用に関する協定	ドローン協会栃木支部	令和3年11月1日
75	災害時における施設等の利用に関する協定	株式会社ナガワ	令和3年11月1日
76	災害時における施設等の利用に関する協定	太田市農業協同組合	令和3年11月1日
77	災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定	群馬建築士会太田支部	令和3年12月17日
78	災害時における相互協力に関する基本協定	太田都市ガス株式会社	令和4年1月20日
79	災害時における相互協力に関する基本協定	桐生瓦斯株式会社	令和4年1月20日
80	災害時の相互協力に関する基本協定	東日本電信電話株式会社	令和4年3月1日
81	災害時における物資供給に関する協定	赤城食品株式会社	令和4年3月24日
82	災害時における避難者への物資提供に関する協定	WayToTheDream	令和4年4月1日
83	災害時における緊急輸送及び集配拠点の運営等の協力に関する協定	佐川急便株式会社	令和4年6月20日
84	災害時における施設等の利用に関する協定	県立太田フレックス高等学校	令和4年8月1日
85	災害時における物資輸送等の協力に関する協定	福山通運株式会社	令和5年11月10日
86	災害時における被災者支援等の協力に関する協定	群馬県社会保険労務士会太田支部	令和5年12月8日
87	災害時における支援協力に関する協定書	イオンモール株式会社イオンモール太田、イオンリテール株式会社イオン太田店	令和6年1月17日

資料 7-2 太田市災害緊急放送に関する協定書

太田市（以下「甲」という。）と株式会社おおたコミュニティ放送（以下「乙」という。）は、太田市災害緊急放送に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、太田地域における突発的な災害に関し、災害そのものの状況、被害の状況、ライフラインに関する状況、救助活動・支援状況などに関する情報を迅速かつ的確に伝達し、もって地域住民の安全の確保と社会的な混乱の防止を図ることを目的とする。

（定義）

この協定書の解釈及びこの協定に基づく運用に関しては、次の定義に従うものとする。

- （1）「災害」とは、火災、地震、異常気象、事故等及びこれらに起因する電気、電話、都市ガス、水道等地域住民の生活に不可欠な施設設備に関わる異常事態をいう。
- （2）「緊急放送」とは、前条の目的を達成するため、乙が甲とともに、この協定に基づいて、通常の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

（運用）

災害緊急放送の運用は、次のとおりとする。

- （1）この放送に必要な機器は、太田市消防本部の通信指令室及び株式会社おおたコミュニティ放送の演奏所または、市役所庁舎の防災無線室に設置し、それぞれの機器を専用の回線によって結び運用する。
- （2）甲は、前号に掲げる機器を使用した緊急放送を行ったときは、その日時及び放送内容等を乙に報告する。
- （3）運用時間帯は、別に定めるところによる。

（費用負担）

第4条 必要な機器及び専用回線の設置並びに維持に関する費用は、甲の負担とする。

2 乙は放送に関する費用を甲に請求しない。

3 緊急放送の実施に伴い、予定していた放送ができなかったときは、乙の責任において処理する。

（協議）

第5条 この協定書に定めのない事項が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定の効力は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。

2 協定期間満了の日の1箇月前までに、甲、または乙から申し立てがないときは、その期間を引き続き1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（要領への委任）

第7条 この協定に基づく運用に関し必要な事項は、別に要領で定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成17年7月1日

甲 太田市浜町2番35号

太田市長

乙 太田市浜町2番7号
株式会社おおたコミュニティ放送

代表取締役社長

資料7-3 災害緊急放送運用要領

この要領は、太田市災害緊急放送に関する協定に基づき、災害緊急放送の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

1 基本方針

放送に関しては、迅速かつ的確な情報提供に努める。
地域住民の安全の確保と社会的な混乱の防止を図ることを目的とする。

2 災害の種類及び情報提供者

(1) 火災	太田市消防本部、桐生広域消防本部
(2) 地震	太田市消防本部
(3) 電気障害	東京電力(株)太田営業所
(4) 電話故障	日本電信電話(株)太田支店
(5) 都市ガス障害	太田都市ガス(株)
(6) 水道障害等	1市4町各水道事業担当他
(7) 異常気象(風水害等)	太田市消防本部
(8) 事故等	太田市消防本部、桐生市消防本部 ※太田警察署、大泉警察署
(9) 災害対策本部の設置	太田市他

3 運用時間帯(協定書第3条第3項関係)

- (イ) 昼間：月～金＝午前7時～午後8時 土日＝午前9時～午後8時
(ロ) 夜間：月～金＝午前8時～午後7時 土日＝午前8時～午後9時
※いずれも、祝日は考慮しない。
(ハ) 災害対策本部が設置された場合は、その都度定める。

4 システムの概要

- (イ) 昼間：FAX送付 情報提供者 □ → 放送局 → 放送
(ロ) 夜間：①FAX送付 情報提供者 □ → 太田市消防本部通信指令室(以下「消防本部」という。)
②災害緊急情報伝達装置 消防本部 → 放送
※災害緊急情報伝達装置＝送信装置(消防本部)－NTT専用回線－受信装置(放送局)
(ハ) 災害対策本部設置時：災害緊急情報伝達装置 市役所庁舎防災無線室 → 放送
(災害対策本部に隣接)

5 実施者及び放送方式

- (イ) 昼間＝放送局＝スタジオ放送(局のアナウンサーが放送)
(ロ) 夜間＝消防本部＝割込放送(消防職員が災害緊急伝達装置を使用し放送)
(ハ) 災害対策本部設置時＝防災無線室＝割込放送
(原則として局のアナウンサーが災害緊急伝達装置を使用し放送)
※なお、必要に応じて本社スタジオ放送又は消防本部からの割込放送とする。

6 放送基準

- (1) 通常時(災害対策本部が設置されない場合)における、災害別の放送基準は次のとおりとする。
①火事 第1出動以上
②地震 震度3以上
③電気障害 停電の区域、時間等を考慮し、東京電力において必要と認める場合

- ④電話故障 不通の区域、時間等を考慮し、NTTにおいて必要と認める場合
 - ⑤都市ガス障害 ガス供給に関する事故等の区域、時間等を考慮し、太田都市ガスにおいて必要と認める場合
 - ⑥水道障害等 断水の区域等及び災害の状況等を考慮し、太田市水道局又は隣接する町のいずれかにおいて必要と認める場合
 - ⑦異常気象（風水害等） 気象警報が発せられた場合
 - ⑧事故等 上記以外の情報で、地域住民の注意を喚起する必要がある場合
- (2) 災害対策本部が設置された場合の放送基準は次のとおりとする。
- ①発生直後及び発生する恐れがある場合
 - ・災害発生の情報
 - ・住民に対する避難の勧告、誘導
 - ②応急対策初動期
 - ・被害状況の説明及び住民への呼び掛け
 - ・医療救護及び衛生に関すること
 - ・給水、炊き出し、生活物資の提供情報
 - ・ライフラインの被害状況及び使用上の注意
 - ・し尿、ごみ処理、防疫に関すること
 - ・ボランティア活動の協力要請
 - ・住民の安否情報
 - ・その他被災住民の生活に密接な情報
 - ③応急対策本格期
 - ・消毒、衛生、医療救護に関する情報
 - ・保育、教育の再開に関すること
 - ・仮設住宅に関すること
 - ・ライフラインの復旧状況
 - ④復旧対策期
 - ・復旧方針の説明
 - ・生活再開に関連する情報（罹災証明、融資制度等）
 - ・その他復旧対策に必要な情報

7 緊急割り込み放送の方法

(1) 音声合成繰り返し放送

消防本部に集められた情報を、消防職員（通信指令室）が災害緊急情報伝達装置の放送装置に録音入力し操作することによって、一定時間の繰り返し再生による割り込み放送を行う。

(2) ダイレクトマイク放送

通信指令室に設置した送信装置のスイッチにより、消防職員がマイクから直接放送する。この場合も、放送の前後にチャイム及び開始、終了アナウンスを自動的に挿入する。

(3) EMG放送（緊急事態時の放送）

専用キーを操作することによって、通信指令室又は防災無線室が臨時放送局の機能を持つことができる。

8 災害緊急情報伝達装置の使用報告（協定書第3条第2項関係）

消防本部又は太田市（防災無線室）は、当装置を使用し緊急放送を行ったときは、翌月5日までに、別記様式の使用報告書を放送局へ提出するものとする。

9 マニュアルの作成

災害情報の把握、送付、放送等一連の作用手順に関しては、災害の種類別にマニュアルを定めるものとする。

資料7-4

自衛隊災害派遣要請書

年 月 日

群馬県知事

あて

市町村長

印

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項
例) ・必要な車両、航空機、資機材
・必要な人員
・連絡場所及び連絡責任者

資料7-5

自衛隊災害派遣撤収要請書

年 月 日

群馬県知事

あて

市町村長

印

自衛隊の災害派遣撤収要請の要求について

下記のとおり自衛隊の災害派遣撤収を要請するよう要求します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請した事由
- 2 派遣を必要とした期間
- 3 派遣を必要とした区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項
例) ・必要とした車両、航空機、資機材
・必要とした人員
・連絡場所及び連絡責任者

資料7-6

応援要請書

第 号
年 月 日

(要請先市町村長) 様

太田市長

応援要請書

「〇〇〇〇相互応援に関する協定(書)」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 災害の種別、被害状況及び応援要請事項

災害種別	<input type="checkbox"/> 地震被害 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他()			
人的被害	(1) 死者	(2) 行方不明	(3) 重傷者	(4) 軽傷者
	人	人	人	人
住家被害	(1) 全壊	(2) 半壊	(3) 一部破損	(4) その他
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯
公共施設等被害	(庁舎、学校、病院、道路、鉄道、ライフライン関係)			
応援を要請する 事由				
応援を希望する 期間				
応援を希望する 区域及び活動内容				

2 応援要請事務担当

所属名	部	課
担当者職氏名		
電話・FAX番号		

8 救急・救助関係

資料8-1 救助用資機材保有状況

消防機関（消防本部）

令和5年12月31日現在

資機材名	保有数量	資機材名	保有数量
かぎ付はしご	21	防塵メガネ	47
三連はしご	20	携帯警報機	62
ワイヤはしご	2	防毒マスク	10
救助マット	0	化学防護服	22
救命索発射銃（装置）	2	化学防護服（陽圧式）	8
救助用縛帯	35	耐熱服	15
平担架	1	放射線防護服	4
油圧ジャッキ	2	除染シャワー	3
油圧スプレッダー	7	除洗剤散布器	5
可搬ウインチ	9	潜水器具	10
マンホール救助器具	2	救命胴衣	251
空気ジャッキ	14	水中投光器	11
大型油圧スプレッダー	2	救命浮環	25
油圧切断機	10	救命ボート	7
エンジンカッター	13	船外機	7
ガス溶断器	2	バスケット担架	15
チェーンソー	15	簡易画像探索機	3
鉄線カッター	38	画像探索機	2
空気鋸	5	地中音響探知機	2
大型油圧切断機	3	熱画像直視装置	10
空気切断機	2	夜間用暗視装置	1
コンクリート鉄筋切断用チェーンソー	2	投光器	21
万能斧	53	携帯投光器	79
ハンマー	21	携帯拡声器	37
携帯用コンクリート破壊具	2	携帯無線機	157
削岩機	3	応急処置用セット	14
ハンマドリル	2	車両移動器具	0
可燃性ガス測定器	17	緩降機	4
有毒ガス測定器	18	ロープ登降機	2
酸素濃度測定器	16	発電機	26
放射線測定器	16		
空気呼吸器	106		
空気補充用ポンペ	10		
酸素呼吸器	9		
防塵マスク	106		
送排風機	9		
耐電手袋	57		
耐電衣	11		
耐電ズボン	11		
耐電長靴	14		

資料 8-2 太田市医師会災害救急医療対策要綱

(目的)

この要綱は、太田市の地域に係る災害対策全般に関して、総合的かつ計画的な救急医療の整備及び推進を図り、医療体制の万全を期することを目的とする。

(出動)

第1条 太田市医師会は、太田市長より災害が発生し救急医療班の出動を要請された時は、医師会長は直ちに救急医療対策本部を設置し、救急医療班の出動を指令するものとする。

(対策本部の場所及び組織)

第2条 救急医療対策本部は、医師会館に置き、会長は本部長となり、これが指揮にあたり、本部長(本部は災害状況により他に移動することがある)は救急活動全般を総轄し指令する。

本部は、本部長(会長) 副本部長(副会長) 職員若干名をもって編成する。

(救護班の構成)

第3条 救護班の構成は、医師、看護師、事務等を単位とする。

(動員区分)

第4条 救護班は、本部長又は副本部長の判断及び指示により、災害の状況に応じて出動する。

(救護班の任務)

第5条 救護係の医師は、各自看護師を帯同し、本部長の指令により現場に急行し、傷病者の救護にあたるものとする。

2 救護係の任務は、現地における傷者の応急措置及び入院加療を要するものを識別し、患者に傷名札を付して輸送係に連絡の上救急車に収容し、指定病院(別記)に送院するものとする。

(輸送係の任務)

第6条 輸送係は、市役所、消防署及び警察署と連絡をとり患者輸送にあたるものとする。

2 輸送係は、救急車と連絡をとり、現地における患者収容、車輛の配分指導にあたる。又状況によりヘリコプターによる患者の輸送を要請する。

(連絡係の任務)

第7条 連絡係は、本部との連絡並びに市役所、消防署、警察署及び救護班内の連絡業務にあたるものとする。

(資材係の任務及び保管材料)

第8条 資材係は、平常資材の整備保管に任し、出動の際は救護班とともに現場に急行し、資材の補給に当たるものとする。

(記録係の任務)

第9条 記録係は現場に於ける傷病人員、傷名、現地治療人員及び病院収容患者の記録を作成するものとする。

(広報係の任務)

第10条 広報係は全般の状況を把握し市民及び関係各機関に報道する。

(訓練等の参加)

第11条 非常事態の発生に備えて市役所、消防署、警察署等と合同し、適時総合訓練を実施するものとする。

訓練の時期は市役所、消防署、警察署等との合同協議によりこれを定める。

補 則

1. 収容病院名

太田市内の救急告示病院(太田記念病院、本島総合病院、堀江病院、太田福島総合病院、城山病院、宏愛会第一病院)を主とする。

2. 動員計画

太田市医師会会員は、救護班として編成され、災害の状況により、本部長の要請で待機又は出動する。

救護班構成以外の病院は、搬送される患者の受け入れに対処し、本部長の要請により、医師・看護師を援助に派遣する。

(1) 救護班は本部に集合し、各自の車又は救急車等に分乗し現場に急行する。

(2) 資材の整備又は補充の費用は、太田市において負担する。

(3) 本部及び救護班の編成は、会長以下全理事をもってあて、役職氏名は別に定める。

(4) 本要綱制定委員には、会長以下全理事が就任する。

9 輸送・交通関係

資料9-1

輸送拠点一覧表

輸送拠点名称	所在地	電 話	備 考
太田市防災センター	台之郷町1274-1	—	物資集積地
藪塚本町文化ホール	大原町505-2	0277-78-0511	物資集積地
太田市民会館	飯塚町200-1	57-8577	物資集積地
道の駅おおた	粕川町701-1	56-9350	物資集積地・建物
新田総合体育館	新田金井町607	57-2222	物資集積地・建物

資料9-2

緊急輸送道路一覧表

出典：群馬県地域防災計画資料編（令和6年3月）

道路種別	路線番号	路線名	管理者	機能区分		
				一次	二次	三次
高速自動車国道	E 50	北関東自動車道	東日本高速	●		
一般国道(指定区間)	17	一般国道 17 号	国土交通省	●		
一般国道(指定区間)	50	一般国道 50 号	国土交通省	●		
一般国道(指定区間外)	122	一般国道 122 号	群馬県	●		
一般国道(指定区間外)	354	一般国道 354 号	群馬県	●		
一般国道(指定区間外)	407	一般国道 407 号	群馬県	●		
主要地方道	2	前橋館林線	群馬県	●		
主要地方道	5	足利太田線	群馬県	●		
主要地方道	68	桐生伊勢崎線	群馬県	●		
主要地方道	69	大間々世良田線	群馬県	●	●	
主要地方道	78	太田大間々線	群馬県	●	●	●
一般県道	315	大原境三ツ木線	群馬県	●	●	
一般県道	323	鳥山竜舞線	群馬県	●		
主要地方道	14	伊勢崎深谷線	群馬県		●	
主要地方道	39	足利伊勢崎線	群馬県		●	
主要地方道	68	桐生伊勢崎線	群馬県		●	
一般県道	142	綿貫篠塚線	群馬県		●	
一般県道	294	国定藪塚線	群馬県		●	
一般県道	314	古戸館林線	群馬県		●	
一般県道	316	太田桐生線	群馬県		●	
市町村道	-	太田市道 1 級 20 号線	太田市		●	
市町村道	-	太田市道 1 級 42 号線	太田市		●	
市町村道	-	太田市道 1 級 75 号線	太田市		●	
市町村道	-	太田市道 2 級 13 号線	太田市		●	
市町村道	-	太田市道 2 級 32 号線	太田市		●	
市町村道	-	太田市道太田伊佐須美新井 128 号線	太田市		●	
市町村道	-	太田市道太田浜町新井 259 号線	太田市		●	
主要地方道	38	足利千代田線	群馬県			●
市町村道	-	太田市道 1 級 81 号線	太田市			●
市町村道	-	太田市道 2 級 50 号線	太田市			●
市町村道	-	太田市道太田流通団地 882 号線	太田市			●
市町村道	-	太田市道太田流通団地 888 号線	太田市			●
市町村道	-	太田市道高林西町牛沢 980 号線	太田市			●

資料9-3

緊急通行車両使用申出書

年 月 日					
緊急通行車両使用申出書					
様					
申出者 (住所又は所在地) (氏名又は団体名) 印 (電話番号)					
車両の登録番号					
車両の用途(緊急輸送にあつては輸送人員又は品名)					
通行日時					
通行経路	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">出発地</td> <td style="text-align: center;">目的地</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	出発地	目的地		
出発地	目的地				
備 考					

資料9-4

緊急通行車両確認証明書

第 号		
年 月 日		
緊急通行車両確認証明書		
知 事 印 公安委員会 印		
車両の登録番号		
車両の用途（緊急輸送にあつては輸送人員又は品名）		
使用者	住所又は所在地	
	氏名又は団体名	
	電話番号	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備 考		

資料9-5

緊急通行車両確認処理簿

緊急通行車両確認処理簿				
受付年月日	申出者	車両番号	交付年月日	指令番号

10 ヘリコプター関係

資料 10-1 ヘリコプター保有状況一覧表

出典：群馬県地域防災計画資料編（令和6年3月）

保有機関	機種	機数	全長	定員	主な装備	駐機場	備考
群馬県 (防災航空センター)	レオナルド式 AW139 型	1	16.6m	16人	救助用ホイスト装置 ストレッチャー カーゴフック 投光器 拡声器 消化用ドロップタンク (1.8t) 消化用バケツ	前橋市下阿内町 377-2 群馬ヘリポート内	愛称 「はるな」
群馬県警察 (警備第二課)	アグスタ式 A109E型	1	13.0m	8人	救助用ホイスト装置 担架装置 物資機外空輸装置 投光器 拡声器 テレビカメラ装置	前橋市下阿内町 377-2 群馬ヘリポート内	愛称 「あかぎ」
陸上自衛隊 (第12ヘリコプター隊)	CH-47	8	30.2m	58人	消火用バケツ(7t) の装着が可能	榛東村大字新井相馬原 駐屯地内	輸送用 大型ヘリ コプター
日本赤十字社 群馬県支部 (前橋赤十字病院)	BK117 C-2	1	13.03m	7人	ベッドサイドモニター 除細動器 気道管理セット 人工呼吸器 超音波診断装置 各種緊急薬剤 等	前橋市朝倉町 389-1 前橋赤十字病院 ヘリポート内	ドクター ヘリ

資料 10-2 災害時ヘリポート適地一覧表

出典：群馬県地域防災計画資料編（令和6年3月）

優先順位	名称	所在地	面積 (東西) × (南北)
1	中央小学校	飯田町 1166	105×120
1	東中学校	飯塚町 80	105×170
1	新浜公園	下浜田町 1088-1	105×105
1	消防本部	鳥山下町 409-1	100×60
1	尾島中学校	亀岡町 584-1	200×150
1	世良田公園グラウンド	世良田町 1552-1	136×83
1	尾島公園グラウンド	亀岡町 99	100×100
1	利根川緑地公園（ヘリポート）	武蔵島町北先	
1	新田野球場	新田反町町 885	300×250
1	新田陸上競技場	新田金井町 31	150×200
1	新田サッカー場	新田金井町 607	112×85
1	木崎小学校	新田木崎町 1121	102×80
1	生品小学校	新田村田町 1365	125×90
1	綿打小学校	新田大根町 795-3	157×102
1	藪塚本町中学校	大原町 695	340×110
1	藪塚本町南小学校	大原町 2201-1	158×106
1	藪塚本町小学校	藪塚町 1741	80×60
1	藪塚本町中央運動公園	大原町 383-75	130×110
1	藪塚本町三島神社公園	藪塚町 519	50×50
2	城東中学校	菰川町 1	150×110
2	城西中学校	新野町 74	170×100
2	鳥之郷スポーツ広場	新野町 1390	119×142
2	菰川スポーツ広場	東長岡町 1808	112×127
2	宝泉スポーツ広場	西野谷町 40-4	122×156
2	沢野スポーツ広場	高林北町 894	176×102
2	強戸スポーツ広場	菅塩町 345	100×153
2	市営東山球場	金山町 26-12	半径約 50m の円状

11 物資供給関係

資料 11-1 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における 災害救助用米穀等の緊急引渡要領

出典：群馬県地域防災計画資料編（令和6年3月）

13-2 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 (抜粋)

制定 平成21年5月29日付 21総食第113号 総合食料局長通知
最終改正 令和4年3月2日付け 3農産第3096号 農産局長通知

第4章 政府所有米穀の販売

第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡し体制整備

(1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が発動され、救援を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(7) (1)のアの場合は、30日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内)であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(4) (1)のイの場合は、3か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。

(1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書(案)様式4-24)により契約を締結する。

(2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地

等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式4-24）により契約を締結するものとする。

様式4-24

（災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却）

政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包 装	量 目	等 級	数量(キロ数)	単 価	金 額	備 考
計										
消費税及び 地方消費税 の相当額										
合 計										

内 訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 令和 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
- 7 代金納付期限 令和 年 月 日
- 8 買 受 目 的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省政策統括官〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主要米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

（延納の特約）

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

（契約保証金・延納担保及び延納利息）

第2条 甲は、この契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納

利息を免除するものとする。

(買受代金の納付)

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省政策統括官（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

2 歳入徴収官は、特に必要があると認めたときは、前項の納付場所を指定することができる。

(現品の引渡し)

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。

2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。

3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第5条 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものが発見された場合は、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議の上、契約の内容に適合しない現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。

3 乙は契約の内容に適合しない現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定した場合は、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

（転売等の禁止）

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けないで転売、貸借その他買受目的に反した処分をすることができない。

（契約の解除）

第9条 次の各号の一に該当する場合は、甲は契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- (1) 乙が、この契約の全部又は一部の解除を申し出た場合。
- (2) 乙が、この契約の条項に違反した場合。

（違約金）

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかった場合は、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入告知書により納付しなければならない。

（延滞金）

第11条 乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金（以下「元本」という。）について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかった場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあっては、年14.60パーセント、違約金にあっては、民法（明治29年法律第89号）第404号第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しな

ればならない。

- 2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。
- 3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。
- 4 歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

(責任の免除)

第12条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合
- (2) 第9条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、当該不適合の発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

第13条 この契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

第14条 甲は、必要があると認める場合は、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

- 2 乙が前項の定めに従わない場合は、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第15条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第14条により調査、報告を求めた場合。

(契約条項の通知)

第16条 乙は、この契約に規定する条項について、契約締結後、遅滞なく関係市町村に通知するものとする。

(法令の補充適用)

第17条 この契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第19条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

この契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省政策統括官 印

乙 住所
氏名 印

資料 11-2

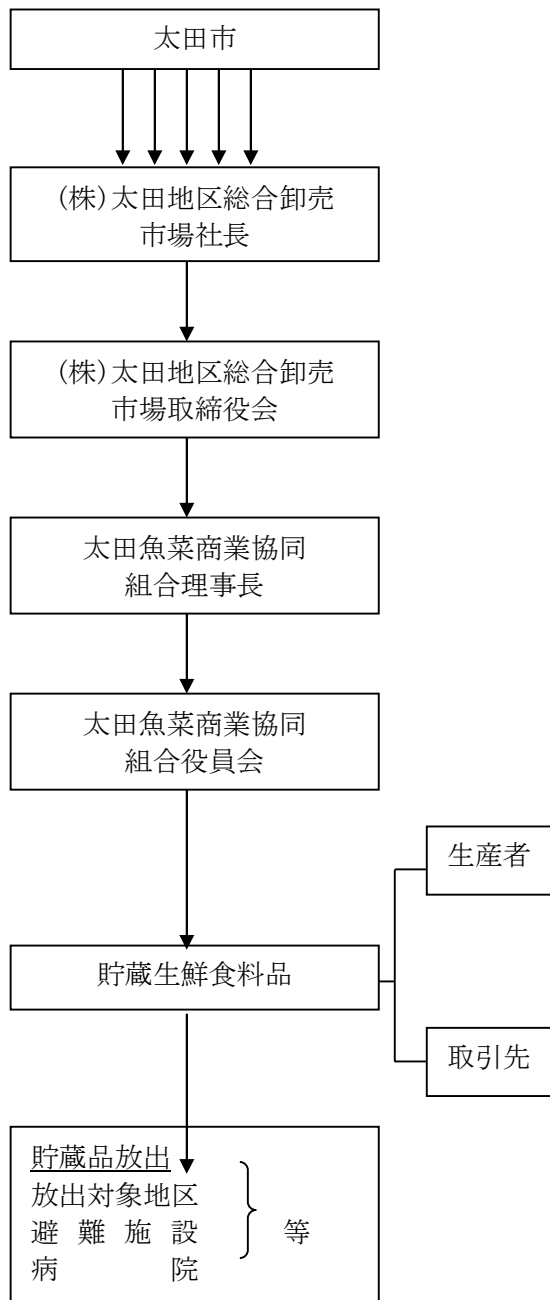
生鮮食品の供給について

冷凍冷蔵庫に貯蔵生鮮食料品を貯蔵

(野菜、果実、水産物)

災害交通の途絶その他緊急時において太田市長の要請に基づき貯蔵生鮮食料品等を計画的に放出する。

○災害時放出実施計画



○ 需給調整施設管理運営要領

第1条 (目的)

消費地において生鮮食料品等の需給調整機能を強化するため、本施設を設置して卸売市場との有機的連携の保持等、その効率的運営を通じ、圏域内消費者に対し、生鮮食料品等の安定供給に資することを目的とする。

第2条 (運営主体)

この施設の運営は太田魚菜商業協同組合が行うものとする。

第3条 (管理主体)

この施設の管理は太田魚菜商業協同組合が行うものとする。

第4条 (業務内容)

- ①地域の需要に即応した生鮮食料品等の貯蔵分荷及び卸売市場への出荷等を行い、生鮮食料品等の安定供給をはかる。
- ②災害、交通の途絶、その他の緊急時において貯蔵生鮮食料品等を計画的に放出する。
- ③市場買受人等の委託に応じ買受物品の貯蔵を行う。

第5条 (管理責任者)

本責任者は、管理主体の代表者がこれにあたり施設の維持管理を完全に行う。

第6条 (記録の整備)

管理責任者は、施設の合理的な管理を行うため記録の整備を行うものとする。

第7条 (利用料金)

施設の利用料金は別途に定めるところによる。

第8条 (その他)

本要領に定めのない事項は、別に定めるものとする。

* 災害、交通の途絶、その他緊急時において市の要請に基づき、貯蔵生鮮食料品等を計画的に放出する。

12 要配慮者対策関係

資料 12-1

浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧表

No.	分類	区分	名称	所在地	電話番号 (0276)	浸水想定区域図（想定最大規模）の 浸水深				
						利根川	渡良瀬川	早川(国)	早川(県)	石田川・蛇川
1	福祉	通所介護	デイサービスセンターに らがわの里	上小林町 1465 番地 1	25-5668	0m	0.5m- 3m	0m	0m	0m
2	福祉	通所介護	八瀬川の里デイサービス センター	高林北町 1185 番地	40-6210	3m-5m	0m	0m	0m	0m
3	福祉	通所介護	デイ・トレーニングセンタ ー尾島	亀岡町 420-2	60-7715	3m-5m	0m	0.5m- 3m	0m	0m
4	福祉	通所介護	デイサービスセンターふ る里	只上町 1319-6	37-8891	0m	3m-5m	0m	0m	0m
5	福祉	通所介護	世良田デイサービスセン ター	出塚町 462 番地 1 号	60-7330	0.5m- 3m	0m	0.5m- 3m	0m	0m
6	福祉	通所介護	デイサービスセンター和 楽久 東新町	東新町 733	57-8822	0m	3m-5m	0m	0m	0m
7	福祉	通所介護	ケアステーションあさひ尾 島	亀岡町 40-1	61-3110	5m-10m	0m	3m-5m	0.5m- 3m	-0.5m
8	福祉	通所介護	楓デイサービスセンター	東新町 546-1	47-3041	0m	3m-5m	0m	0m	0m
9	福祉	通所介護	デイサービスじゅびたあ	只上町 2014-1	52-8645	0m	0.5m- 3m	0m	0m	0m
10	福祉	通所介護	ケアステーションあさひ太 田東新町	東新町 756-5	36-1231	0m	3m-5m	0m	0m	0m
11	福祉	通所介護	とうもうデイサービス	安養寺町 30 番 地 1	52-6555	3m-5m	0m	0.5m- 3m	-0.5m	-0.5m
12	福祉	通所介護	清和荘デイサービスセン ター	亀岡町 280 番地	52-5002	5m-10m	0m	3m-5m	-0.5m	-0.5m
13	福祉	通所介護	デイサービスセンター利 楽壺番館	高瀬町 219 番地 5	(0284) 70-8000	0m	3m-5m	0m	0m	0m
14	福祉	通所介護	デイサービス凜	東新町 427 番地	40-5915	0m	3m-5m	0m	0m	0m
15	福祉	通所介護	ハートサム公園デイサー ビスセンター	安養寺町 33 番 地	52-0088	3m-5m	0m	0.5m- 3m	-0.5m	-0.5m
16	福祉	通所リハビリテ ーション	介護老人保健施設 希望 の苑	高林北町 1138	38-1912	-0.5m	0m	0m	0m	0m

No.	分類	区分	名称	所在地	電話番号 (0276)	浸水想定区域図(想定最大規模)の 浸水深				
						利根川	渡良瀬川	早川(国)	早川(県)	石田川・蛇川
17	福祉	短期入所生活介護	特別養護老人ホームにらがわの里	上小林町 1465 番地 1 号	25-5666	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
18	福祉	短期入所生活介護	八瀬川の里ショートサービス	高林北町 1185 番地	40-6210	3m-5m	0m	0m	0m	0m
19	福祉	短期入所生活介護	尾島ショートステイ	亀岡町 420 番地 1	40-7170	3m-5m	0m	3m-5m	0m	-0.5m
20	福祉	短期入所生活介護	ショートステイききょうの里	只上町 2317 番地	37-9800	0m	3m-5m	0m	0m	0m
21	福祉	短期入所生活介護	特別養護老人ホームユニットにらがわの里	上小林町 1465-1	25-5666	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
22	福祉	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム清和荘(ユニット型)	亀岡町 280	52-5002	5m-10m	0m	3m-5m	-0.5m	-0.5m
23	福祉	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム 清和荘	亀岡町 280	52-5002	5m-10m	0m	3m-5m	-0.5m	-0.5m
24	福祉	短期入所生活介護	ショートステイはびねす	高林南町 283 番地 25	50-1392	0.5m-3m	0m	0m	0m	0m
25	福祉	短期入所療養介護	介護老人保健施設 希望の苑	高林北町 1138	38-1912	-0.5m				
26	福祉	認知症対応型通所介護	グループホーム太田サンフラワー	台之郷町 307 番地	60-2942	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
27	福祉	認知症対応型通所介護	グループホーム太田サンフラワーⅡ	台之郷町 307 番地	60-2942	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
28	福祉	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム ひまわり	台之郷町 307 番地	60-2942	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
29	福祉	小規模多機能型居宅介護	医療法人社団野村医院 小規模多機能型居宅介護施設のむら陽光園	古戸町 957 番地 1	55-5539	0.5m-3m	0m	0m	0m	0m
30	福祉	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム ひまわりⅡ	台之郷 308-2	60-2942	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
31	福祉	認知症対応型共同生活介護	グループホームチューリップ	只上町 1319-1	37-6526	0m	3m-5m	0m	0m	0m
32	福祉	認知症対応型共同生活介護	グループホーム太田サンフラワー	台之郷町 307 番地	60-2942	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m

No.	分類	区分	名称	所在地	電話番号 (0276)	浸水想定区域図(想定最大規模)の 浸水深				
						利根川	渡良瀬川	早川(国)	早川(県)	石田川・蛇川
33	福祉	認知症対応型 共同生活介護	尾島ケアハートガーデン グループホームさるびあ	尾島町 270	30-7171	3m-5m	0m	0.5m- 3m	0m	-0.5m
34	福祉	認知症対応型 共同生活介護	尾島ケアハートガーデン グループホームさるびあ II	尾島町 270-1	52-5032	3m-5m	0m	0.5m- 3m	0m	0m
35	福祉	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム太田サン フラワー II	台之郷町 307 番 地	60-2942	0m	0.5m- 3m	0m	0m	0m
36	福祉	認知症対応型 共同生活介護	グループホームききょうの 里	只上町 2317 番 地	37-9800	0m	3m-5m	0m	0m	0m
37	福祉	認知症対応型 共同生活介護	グループホームひまわり II	米沢町 231 番地 1	38-8529	0.5m- 3m	0m	0m	0m	0.5m- 3m
38	福祉	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム太田サン フラワー III	台之郷町 308 番 地 2	62-4218	0m	0.5m- 3m	0m	0m	0m
39	福祉	認知症対応型 共同生活介護	尾島ケアハートガーデン グループホームさるびあ III	尾島町 106-3	30-7171	3m-5m	0m	0.5m- 3m	0m	-0.5m
40	福祉	地域密着型特 定施設入居者 生活介護	介護付有料老人ホーム ふる里	只上町 1319-6	37-8899	0m	3m-5m	0m	0m	0m
41	福祉	地域密着型通 所介護	医療法人KOSSMOS会 剣持整形デイサービス泉 町	泉町 1515-3	33-7700	-0.5m	0m	0m	0m	0m
42	福祉	地域密着型通 所介護	デイサービス太田サンフ ラワー	台之郷町 308 番 地 2	60-2942	0m	0.5m- 3m	0m	0m	0m
43	福祉	地域密着型介 護老人福祉施 設入所者生活 介護	特別養護老人ホームは びねす	高林南町 283-25	50-1392	0.5m- 3m	0m	0m	0m	0m
44	福祉	介護老人福祉 施設	特別養護老人ホーム清 和荘	亀岡町 280	52-5002	5m-10m	0m	3m-5m	-0.5m	-0.5m
45	福祉	介護老人福祉 施設	特別養護老人ホーム清 和荘(ユニット型)	亀岡町 280	52-5002	5m-10m	0m	3m-5m	-0.5m	-0.5m

No.	分類	区分	名称	所在地	電話番号 (0276)	浸水想定区域図(想定最大規模)の 浸水深				
						利根川	渡良瀬川	早川(国)	早川(県)	石田川・蛇川
46	福祉	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームにらがわの里	上小林町 1465-1	25-5666	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
47	福祉	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム八瀬川の里	高林北町 1185-1	40-6210	3m-5m	0m	0m	0m	0m
48	福祉	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームユニットにらがわの里	上小林町 1465-1	60-5975	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
49	福祉	介護老人保健施設	希望の苑	高林北町 1138	38-1912	-0.5m	0m	0m	0m	0m
50	福祉	軽費老人ホーム	愛楽園	亀岡町 280	52-5033	5m-10m	0m	3m-5m	-0.5m	-0.5m
51	福祉	軽費老人ホーム	コスモス	上小林町 1465-1	25-5666	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
52	福祉	有料老人ホーム	介護付有料老人ホームふる里	只上町 1319-6	37-8899	0m	3m-5m	0m	0m	0m
53	福祉	有料老人ホーム	楓	東新町 546-1	47-3041	0m	3m-5m	0m	0m	0m
54	福祉	有料老人ホーム	有料老人ホーム サニーライフ群馬	高林南町 808-6	55-3600	-0.5m	0m	0m	0m	0m
55	福祉	有料老人ホーム	スマイリングホーム メデイス太田	東新町 72-9	22-8211	0m	3m-5m	0m	0m	0m
56	福祉	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホームふる里 ひだまり	只上町 342-1	55-8705	0m	3m-5m	0m	0m	0m
57	福祉	有料老人ホーム	あんしんケア粕川の里	粕川町 193-5	52-1984	3m-5m	0m	0.5m-3m	0m	0.5m-3m
58	福祉	有料老人ホーム	ハートサム公園	安養寺町 32-1	52-0088	3m-5m	0m	0.5m-3m	-0.5m	-0.5m
59	福祉	有料老人ホーム	エヴァースオオタ東新町支部	東新町 427	56-9651	0m	3m-5m	0m	0m	0m
60	福祉	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム利楽 壱番館	高瀬町 219-5	(0284) 70-8000	0m	3m-5m	0m	0m	0m

No.	分類	区分	名称	所在地	電話番号 (0276)	浸水想定区域図(想定最大規模)の 浸水深				
						利根川	渡良瀬川	早川(国)	早川(県)	石田川・蛇川
61	福祉	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム グリーンルーム	台之郷町 3244	52-8093	0m	0.5m- 3m	0m	0m	0m
62	福祉	サービス付き 高齢者住宅	ふるさとホーム尾島	亀岡町 40-1	61-3111	5m-10m	0m	3m-5m	0.5m- 3m	-0.5m
63	福祉	サービス付き 高齢者住宅	サービス付き高齢者向け 住宅じゅぴたあ	只上町 2014-1	37-7307	0m	0.5m- 3m	0m	0m	0m
64	福祉	サービス付き 高齢者住宅	ワールドステイ東新町	東新町 733	57-8822	0m	3m-5m	0m	0m	0m
65	福祉	サービス付き 高齢者住宅	ふるさとホーム太田東新 町	東新町 756-5	36-1230	0m	3m-5m	0m	0m	0m
66	福祉	サービス付き 高齢者住宅	ハートサム安養寺町	安養寺町 30-1	52-6555	3m-5m	0m	0.5m- 3m	-0.5m	-0.5m
67	福祉	就労継続支援 事業所	work up	東新町 72-2	61-3095	0m	3m-5m	0m	0m	0m
68	福祉	就労継続支援 事業所	エムズウェル	只上町 1773-2	51-5245	0m	3m-5m	0m	0m	0m
69	福祉	就労継続支援 事業所	ここから	植木野町 253-1	56-4116	0m	0.5m- 3m	0m	0m	0m
70	福祉	就労継続支援 事業所	HAPPINESS	原宿町 3577-1	080- 2288- 1230	0m	3m-5m	0m	0m	0m
71	福祉	共同生活援助 事業所	うしざわホーム	牛沢町 887-38 新牛沢市営住宅 74-2 1273, 1282	38-4690	0.5m- 3m	0m	0m	0m	0m
72	福祉	共同生活援助 事業所	みなみホーム	高林南町 468-2	38-5009	0.5m- 3m	0m	0m	0m	0m
73	福祉	共同生活援助 事業所	かめおかホーム	亀岡町 167-2	52-1511	3m-5m	0m	0.5m- 3m	-0.5m	-0.5m
74	福祉	共同生活援助 事業所	ホームたかほら	台之郷 1645-35	26-0182	0m	0.5m- 3m	0m	0m	0m

No.	分類	区分	名称	所在地	電話番号 (0276)	浸水想定区域図(想定最大規模)の 浸水深				
						利根川	渡良瀬川	早川(国)	早川(県)	石田川・蛇川
75	福祉	児童発達支援事業所	きらめき太田	矢場新町 127-2	55-4667	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
76	福祉	放課後等デイサービス	からふる尾島	出塚町 503-6	51-8134	0.5m-	0m	0.5m-	0m	0m
77	福祉	児童厚生施設(児童館)	太田市尾島児童館	亀岡町 96-3	52-2945	5m-10m	0m	3m-5m	0.5m-3m	0.5m-3m
78	福祉	児童厚生施設(児童館)	太田市世良田児童館	世良田町 940-10	52-5939	0.5m-3m	0m	0.5m-3m	0m	0m
79	福祉	児童厚生施設(児童館)	太田市毛里田児童館	只上町 406	37-1314	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
80	福祉	児童厚生施設(児童館)	太田市沢野児童館	高林北町 931-1	38-1991	0.5m-3m	0m	0m	0m	0m
81	福祉	学童保育実施施設	尾島小放課後児童クラブ	亀岡町 216	47-3477	0.5m-3m	0m	0.5m-3m	0m	0m
82	福祉	学童保育実施施設	尾島小第2放課後児童クラブ	亀岡町 216	47-3477	0.5m-3m	0m	0.5m-3m	0m	0m
83	福祉	学童保育実施施設	世良田児童館放課後児童クラブ	世良田町 940-10	56-4727	0.5m-3m	0m	0.5m-3m	0m	0m
84	福祉	学童保育実施施設	あすなろクラブ	只上町 1647-6	37-5225	0m	3m-5m	0m	0m	0m
85	福祉	学童保育実施施設	毛里田小放課後児童クラブ	只上町 970-1	37-2213	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
86	福祉	学童保育実施施設	毛里田児童館放課後児童クラブ	只上町 406	37-1314	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
87	福祉	学童保育実施施設	駒形小放課後児童クラブ	植木野町 7	46-9059	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
88	福祉	学童保育実施施設	駒形小第2放課後児童クラブ	植木野町 7	46-9059	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
89	福祉	学童保育実施施設	育実児童クラブ	富若町 527-17	25-1855	0m	3m-5m	0m	0m	0m
90	福祉	保育所	おじま第一保育園	亀岡町 240-1	52-0519	5m-10m	0m	3m-5m	0.5m-3m	0.5m-3m

No.	分類	区分	名称	所在地	電話番号 (0276)	浸水想定区域図(想定最大規模)の 浸水深				
						利根川	渡良瀬川	早川(国)	早川(県)	石田川・蛇川
91	福祉	保育所	おじま第二保育園	粕川町 77	52-0297	3m-5m	0m	0.5m-3m	0.5m-3m	-0.5m
92	福祉	保育所	おじま第三保育園	堀口町 206-5	52-3981	5m-10m	0m	3m-5m	-0.5m	0m
93	福祉	保育所	こぼと保育園	台之郷町 1694	25-8130	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
94	福祉	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園 Little Village 世良田の杜	世良田町 3119-7	52-1035	0.5m-3m	0m	0.5m-3m	0m	0m
95	福祉	幼保連携型認定こども園	育実こども園	富若町 530-1	25-1570	0m	3m-5m	0m	0m	0m
96	福祉	幼保連携型認定こども園	牛沢こども園	牛沢町 1077-1	38-4253	0.5m-3m	0m	0m	0m	0m
97	福祉	幼保連携型認定こども園	あすなろこども園	只上町 1647-6	37-5225	0m	3m-5m	0m	0m	0m
98	福祉	幼保連携型認定こども園	台之郷こども園	台之郷町 535	45-8161	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
99	福祉	幼保連携型認定こども園	地方裁量型認定こども園 ぼぷら	只上町 1665	37-7781	0m	3m-5m	0m	0m	0m
100	福祉	認可外保育所	認定こども園 ぼぷら	只上町 1665	37-7781	0m	3m-5m	0m	0m	0m
101	福祉	認可外保育所	堀江病院 院内保育所	高林北町 1138-1	38-5282	-0.5m	0m	0m	0m	0m
102	福祉	認可外保育所	パラレロ保育園	龍舞町 2743-2	48-6162	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
103	福祉	認可外保育所	Miton's International Academy	泉町 1513-4	78-3679	-0.5m	0m	0m	0m	0m
104	福祉	認可外保育所	愛信保育園	下田島町 1034-1	57-8432	0.5m-3m	0m	-0.5m	0m	0m
105	福祉	地域活動支援センター	太田市尾島びっころ地域活動支援センター	安養寺町 229-3	52-4951	0.5m-3m	0m	0.5m-3m	0m	0m
106	医療	病院	東毛敬愛病院	上小林町 230-1	26-1793	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m

No.	分類	区分	名称	所在地	電話番号 (0276)	浸水想定区域図(想定最大規模)の 浸水深				
						利根川	渡良瀬川	早川(国)	早川(県)	石田川・蛇川
107	医療	診療所	さわのクリニック	牛沢町 1086-1	60-5050	0.5m-3m	0m	0m	0m	0m
108	医療	診療所	横室医院	尾島町 112	52-0502	3m-5m	0m	0.5m-3m	0m	0m
109	医療	診療所	山田クリニック	上小林町 193	40-2121	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
110	医療	診療所	野村クリニック	古戸町 957 番地 4	61-3796	0.5m-3m	0m	0m	0m	0m
111	医療	診療所	小林クリニック	世良田町 1574-1	60-7560	0.5m-3m	0m	0m	0m	0m
112	医療	診療所	しのはらクリニック	世良田町 468-1	52-5501	0.5m-3m	0m	0.5m-3m	0m	0m
113	医療	診療所	あいファミリークリニック太田	只上町 364 番 1	55-0600	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
114	医療	診療所	特別養護老人ホーム清和荘診療所	亀岡町 280	52-5002	5m-10m	0m	3m-5m	-0.5m	-0.5m
115	医療	診療所	尾島クリニック	粕川町 331-1	40-7171	0.5m-3m	0m	-0.5m	0m	0m
116	医療	診療所	あおばクリニック	矢場新町 36-3	60-1221	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
117	医療	診療所	関口医院	牛沢町 179	38-0358	0.5m-3m	0m	0m	0m	0m
118	医療	診療所	特別養護老人ホーム八瀬川の里医務室	高林北町 1185	40-6210	3m-5m	0m	0m	0m	0m
119	医療	診療所	特別養護老人ホームにらがわの里医務室	上小林町 1465-1	25-5666	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
120	医療	診療所	杉立医院	台之郷町 1713-1	46-9345	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
121	医療	診療所	山口医院	台之郷町 257	45-8818	0m	-0.5m	0m	0m	0m
122	医療	診療所	太田西部診療所	米沢町 80-2	32-0301	0m	0m	0m	0m	-0.5m
123	医療	診療所	椎名内科医院	矢場新町 118-2	45-8699	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m

No.	分類	区分	名称	所在地	電話番号 (0276)	浸水想定区域図(想定最大規模)の 浸水深				
						利根川	渡良瀬川	早川(国)	早川(県)	石田川・蛇川
124	医療	診療所	地域密着型特別養護老人ホームはびねす医務室	高林南町 283-25	50-1380	0.5m-3m	0m	0m	0m	0m
125	医療	助産所	鈴木助産院	丸山町 250-7	37-5198	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
126	教育	公立高等学校	群馬県立太田東高等学校	台之郷町 448	45-6511	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
127	教育	公立小中学校	太田市立毛里田小学校	只上町 970-1	37-1154	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
128	教育	公立小中学校	太田市立駒形小学校	植木野町 7	46-9421	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
129	教育	公立小中学校	太田市立尾島小学校	亀岡町甲 61-2	52-0019	3m-5m	0m	3m-5m	-0.5m	-0.5m
130	教育	公立小中学校	太田市立世良田小学校	世良田町 3113-7	52-1004	0.5m-3m	0m	-0.5m	0m	0m
131	教育	公立小中学校	太田市立毛里田中学校	矢田堀町 242-2	37-1205	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
132	教育	公立小中学校	太田市立城東中学校	葦川町 1	26-0511	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m
133	教育	公立小中学校	太田市立尾島中学校	亀岡町 584-1	52-0516	3m-5m	0m	0.5m-3m	-0.5m	-0.5m
134	教育	私学幼稚園	南幼稚園	高林西町 474-7	38-1980	0.5m-3m	0m	0m	0m	0m
135	教育	私学専修各種	エスコーラ・パラレロ各種学校	龍舞町 2743-2	48-6162	0m	0.5m-3m	0m	0m	0m

資料 12-2 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧表

No	分類	区分	名称	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域の指定				県 5km メッシュ 番号
						箇所番号	種類	警戒区域	特別警戒区域	
1	福祉	通所介護	デイサービスセンター親孝行の里	藪塚町 3922 番地	(0277) 78-1061	K7203	急傾斜[特別警戒]	○	○	177
2	福祉	通所リハビリテーション	介護老人保健施設 聖寿園	熊野町 38-81	(0276) 22-1170	K1406-1	急傾斜[特別警戒]	○	○	192
3	福祉	短期入所療養介護	介護老人保健施設 聖寿園	熊野町 38-81	(0276) 22-1170	K1406-1	急傾斜[特別警戒]	○	○	192
4	福祉	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム親孝行の里	藪塚町 3922	(0277) 78-1165	K7203	急傾斜[特別警戒]	○	○	177
5	福祉	軽費老人ホーム	さわやか	藪塚町 3922	(0277) 78-1165	K7203	急傾斜[特別警戒]	○	○	177
6	福祉	有料老人ホーム	シニアグラウンドホームブルーメンハイム・トーホー	藪塚町 3446-1	(0277) 78-7551	483-I-008	土石流[警戒]	○		178
7	福祉	有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム桜の里	熊野町 38-75	(0276) 22-1261	K1406-3 K1406-6 K1406-7	急傾斜[警戒]	○		192
8	福祉	サービス付き高齢者住宅	介護付高齢者住宅松寿園	熊野町 38-81	(0276) 22-1291	K1406-2 K1406-3 K1406-5	急傾斜[警戒]	○		192
9	福祉	就労継続支援事業所	就労継続支援B型事業所 麦の家	長手町 26	(0276) 25-5417	K1418	急傾斜[特別警戒]	○	○	191
10	福祉	児童厚生施設(児童館)	ぐんまこどもの国児童会館	長手町 480	(0276) 25-0055	K1421-2 205-I-006	急傾斜[特別警戒] 土石流[警戒]	○	○	191
11	医療	病院	三枚橋病院	長手町 1744	(0276) 26-7511	205-I-007	土石流[警戒]	○		191
12	医療	診療所	親孝行の里特養医務室	藪塚町 3922	(0277) 78-1165	K7203	急傾斜[特別警戒]	○	○	177

13 その他防災対策資料

資料 13-1 太田市における地震対応の基本的な流れ

■項目別 太田市における地震対応の基本的な流れ（全体像）

項目	(準備段階) []内は住民等の意識啓発	初期段階 (発災直日中)	応急段階		復旧・復興段階	
			1～3日後	3日～1週間後	1週間～1か月	1か月後以降
1. 災害対策本部の組織・運営	庁舎等の耐震化、代替施設の確保 災害対策本部設置・運営創設	災害対策本部設置 (代替庁舎確保)	本部会議の公開 (記者会見の実施)	国・県・市町村等 の合同による会議	職員のメンタルヘルス	
2. 通信手段の確保	無線等の確保及び使用訓練 代替通信手段の検討	情報通信の確保状況確認 代替手段の確保		孤立集落等への通信手段の確保		
3. 被害情報の収集	情報収集項目の事前整理 情報収集（1747）体制の整備	被害状況に関する 情報収集	情報処理（トリアージ）	企業等の被害情報収集		
4. 災害情報の伝達	情報伝達手段の多チャンネル化	地震（余震）情報、避難勧告・指示等に関する情報提供				
5. 応援の受入れ	応援職員の担当業務の整理 応援協定の締結および訓練 ヘリコプター着陸場確保	連絡窓口、受入れ体制確保（駐車場、 燃料、災害本部内の事務スペース等）	応援要請	都道府県および周辺市町村の応援受入れ		
6. 広報・広聴活動	要配慮者への多様な情報伝達 手段を確保	住民への広報（被害情報、避難 所、物資、ライフライン等）	緊急危険度判定の周知 （避難所へTV、PA）設置	被害認定調査、り災証明の 発行に関する広報	イベント、 キャンペーン等の周知	
7. 救助・救急活動	医師、保健師等の連携体制確保	死傷者の捜索、 救出救助	救護所の設置 医療チーム派遣要請	遺体の安置、火葬 （身元不明者）	感染症予防の保健指導	
8. 避難所等、被災者の生活対策	避難所施設の耐震化 住民と連携した避難所運営訓練	避難所安全確認 避難者受入れ	衛生環境の確保、エコノミ ークラス症候群の防止	避難所の環境整備（配慮の必要 な人や女性の視点を考慮）	ニーズ調査	避難所の統合、閉鎖
9. 要配慮者への対策	要配慮者への情報 配慮が必要な人の把握、支援 体制検討	福祉避難所やホテル、旅館および専門 的なスタッフ等の確保	専門家に連携し、インフラ被害、 安否確認、必要な支援の確保・提供	生活不活発者の防止 （多様な情報提供手段による広報）	被災者のメンタルヘルス	災害関連死の防止・児童生徒の心のケア
10. 物資等の輸送、供給対策	物資輸送体制の確保 物資の備蓄の推進	物資支援 拠点を確保	個人からの物資受 入れ方針を広報	給水の実施 物資拠点の要員確保		
11. ボランティアとの協働活動	ボランティア受入れ訓練 社会的弱者への研修 1747の活用等との事前検討	ボランティア受入れ 体制の確保、周知	社協職員や専門家等 の派遣要請 ※専門ボランティア	被災者ニーズ把握	移動手段や宿泊場所等の準備 地域コミュニティによる支援体制の確保支援	
12. 公共インフラ被害の応急処置等	(ハザードマップにより、事前に土砂災害 発生等の危険性を周知し、訓練等を実施し、 避難所等への体制の検討・確保)	避難勧告等の準備	道路閉鎖 土砂災害発生箇所監視	土砂災害発生箇所監視	家畜伝染病の発生及び蔓延防止	
13. 建物、宅地等の応急危険度判定	応急危険度判定、り災証明の 意味について一般への周知促進	応急危険度判定士の応援要請	応急危険度判定の実施	被害認定調査の実施、り災証明の 発行手続き		
14. 被害認定調査、り災証明の発行	仮設住宅の建設候補地、空き家情報の事前把握 地域で要配慮者に適した住棟の検討	被害認定調査の準備要請	被害認定調査の実施	被災認定調査の実施、り災証明の 発行手続き		
15. 応急仮設住宅	被災者支援会等とのフォーマット 等について事前検討	仮設住宅必要戸数の算出	仮設住宅建設地の決定 空き家情報の把握	仮設住宅建設地の決定 配達が必要な人の配 慮内容、人数の確認	「みなし仮設」受け付け 仮設住宅着工	
16. 生活再建支援	被災者支援会等とのフォーマット 等について事前検討	義援金受け付け	住民向け相談窓口の設置 （多様な専門家と連携）	生活資金の 貸付	義援金（一次）配 分方法の検討	被災者生活再建支 援金の周知、受付 被災企業等の事業 再開相談等
17. 廃棄物処理	廃棄物発生量の事前検討	震災廃棄物処理計画の策定	がれき仮置き場の確保	他の市町村や民間業者等の協力に よる震災廃棄物の処理		
18. 復興対策	地元住民、経済を活用した復興 の進め方の事前検討 過去の地域の取組み等を整理し た取組等の作成	復興本部体制の構築	中間支援組織との連携 仮設住宅等のコミュニティ維持対策 災害遺構の検討	中間支援組織との連携 仮設住宅等のコミュニティ維持対策 災害遺構の検討	地域整備・観光等 等の連携等支援 復興ビジョンの検討 住民参加型の議論の場の設置	

■班別(主な対応班) 太田市における地震対応の基本的な流れ

項目	(準備段階) []内は住民等の意識啓発	初期段階 (発災直日中)	応急段階		復旧・復興段階	
			1～3日後	3日～1週間後	1週間～1か月	1か月後以降
1. 災害対策本部の組織・運営	市/県/施設管理者/防災関係機関 市	市/防災班	防災班	防災班	人事班	
2. 通信手段の確保	県/防災主管課（各市町村に設置） 市/その他防災関係機関	市/電気通信事業者/消防団班 /その他防災関係機関	防災班/消防団班			
3. 被害情報の収集	市/その他防災関係機関 市/その他防災関係機関	防災班/各課	防災班	商工班		
4. 災害情報の伝達	市	防災班/予防班/学校教育班				
5. 応援の受入れ	市	防災班	防災班/応援を要する部署	人事班		
6. 広報・広聴活動	市	予防班/広報連絡班/避難所1班 /避難所2班/教育総務班	建築指導班/避難所1班	調査班	広報連絡班	
7. 救助・救急活動	市/市医師会/市歯科医師会 /医療機関	中央消防班/東部消防班、医療防成班 /西部消防班/大東消防班、医療防成班	市民班/避難所2班 、救護班	医療防成班		
8. 避難所等、被災者の生活対策	市/その他防災関係機関 市/その他防災関係機関	避難所1班/避難所2班/ 教育総務班/学校教員班/文化財班	医療防成班/環境班 /下水班	避難所1班/避難所2班/教育総務班/ 学校教員班/文化財班	避難所1班/避難所2班/教育総務班/ 学校教員班/文化財班	防災班
9. 要配慮者への対策	市/県 市/県	救護班	企業班 救護班	救護班	医療防成班 学校教育班	
10. 物資等の輸送、供給対策	市/県 市/県/その他関係機関	防災班	総務班 商工班	水道総務班/復旧班 総務班		
11. ボランティアとの協働活動	市/その他関係機関 市 市	市民活動推進班 /救護班	救護班	市民活動推進班/救護班	市民活動推進班/救護班/地域総務班	
12. 公共インフラ被害の応急処置等	市/県	防災班/防災機関	土木班/水道総務班/復旧班 /下水班	土木班	土木班	農政総務班
13. 建物、宅地等の応急危険度判定	市/県	建築指導班	建築指導班	調査班		
14. 被害認定調査、り災証明の発行	市 市/県		建設班	開発班/建設班	建設班/救護班	建設班
15. 応急仮設住宅	市 市/県		建設班	開発班/建設班	建設班/救護班	建設班
16. 生活再建支援	市	救護班	市民活動支援班	救護班	救護班/広報通 信班	商工班
17. 廃棄物処理	市 市	清掃専業班	清掃専業班	清掃専業班	清掃専業班	
18. 復興対策	市 市		防災班 企業班	防災班 企業班	企業班/都市計画班 企業班/都市計画班	企業班/都市計画班

資料 13-2

災害救助基準

出典：災害救助事務取扱要領（令和5年6月）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
				同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全壊	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
		全焼	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		流失	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
半壊	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
床上浸水									
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上					
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内						

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当り 大人(12歳以上) 219,100 円以内 小人(12歳未満) 175,200 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当り 3,500 円以内 一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当り 5,400 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> イ 3千万円以下の部分の金額については 100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については 100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については 100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については 100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については 100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については 100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については 100分の4 </div>		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

太田市地域防災計画資料編

2024年4月作成

編集・発行 太田市防災会議

事務局 太田市 総務部 危機管理室
太田市浜町2番35号
0276-47-1111 (代表)
